

事 務 連 絡
令和元年 7 月 1 日

各団体 御中

厚生労働省医政局

院内保育等の推進について（周知依頼）

医療従事者の勤務環境改善の推進につきましては、平素よりご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日、院内保育所の設置を通じた院内保育や院内病児保育等を今後更に進めていただくため、これらに関する現状、支援策、留意点等をまとめた通知を都道府県宛発出しております。

つきましては、貴管下病院においても推進していただくよう、周知方、何卒よろしくお願い申し上げます。

医政支発0701第1号
医政医発0701第1号
医政看発0701第1号
令和元年7月1日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省医政局医事課長
厚生労働省医政局看護課長
（公 印 省 略）

院内保育等の推進について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を受けて「医師の働き方改革に関する検討会」を設置し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ね、本年3月に報告書を取りまとめました。

この報告書では、「女性医師等が働きやすい環境の整備の推進」の重要性についても記載されており、その具体策の一つとして院内保育所の設置を通じた院内保育や院内病児保育等（以下「院内保育等」という。）が挙げられます。

この院内保育所の設置を通じた院内保育等について、今後更に進めていくに当たり、院内保育等に関する現状、支援策、留意点等について下記のとおりまとめましたので、これらを参考にしながら、医療機関における院内保育等の導入を推進していただくようお願いします。

また、院内保育等において保育の受け皿として地域の児童の受け入れを行うことが、地域貢献や事業の運営基盤の強化につながることも考えられます。管下の医療機関に対し、院内保育等の実施の検討の際に、保育行政を担う市町村（特別区を含む。以下同じ。）と連携を図ることによって、より効果的・効率的に実施できる可能性があることを、合わせて、周知いただくようお願い申し上げます。

この通知は厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室及び保育課並びに内閣府子ども・子育て本部とも協議済みであり、別途、各都道府県を通じて市町村の保育担当部署にも情報提供されていますので、各都道府県におかれては、保育担当部署とも連携をとった対応をお願いします。

記

1 院内保育等の実施状況

「平成 29 年医療施設（静態・動態）調査」において、病院における院内保育の実施状況については、増加傾向にあるものの、全病院の 4 割程度となっている。

※ 別添 1 「病院の職員のための院内保育サービスの状況」参照

こうした状況を踏まえ、各都道府県においては、各医療機関が置かれている事情等を考慮しつつ、当該医療機関に院内保育所の設置や機能の充実の必要性についての検討を促すこと。

2 院内保育等に関連する事業や支援策

医療機関が自らの資金で実施することも可能であるが、院内保育等を推進するために次のような事業や支援策があるので、医療機関に対して広く周知するとともに、医療機関からの個別の相談に対しては、各医療機関のニーズに応じて適切な事業や支援策の情報提供に努めること。

※ 別添 2 「病院内保育所を設置する際の支援策について」参照

(1) 子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業・病児保育事業

①事業所内保育事業

市町村による認可事業として事業所内保育事業を実施する場合は、その運営費に対して給付費が支払われる。

事業所内保育事業の認可の際の基準や手続き等については、各市町村の条例等により定められており、市町村ごとに異なるため、事業の実施に当たっては、当該医療機関が設置を検討している市町村の窓口にお問い合わせることが適当。

②病児保育事業

市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業として病児保育事業を行う場合には、「子ども・子育て支援整備交付金」による整備費の補助及び「子ども・子育て支援交付金」による運営費補助が受けられる。

事業実施に当たっての詳細な要件等は、各市町村により定められており、市町村ごとに異なるため、事業の実施に当たっては、当該医療機関が事業実施を検討している市町村の窓口へ問い合わせることが適当。

(2) 病院内保育所に対する都道府県による補助制度

各都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用して、院内保育所の設置・運営に対する補助を実施しているものであり、病児保育を行う場合の病児加算、小学校低学年の児童に対する保育を行う児童保育加算等がある。

補助の詳細な要件等については、各都道府県において設定している。

(3) 企業主導型保育事業等による助成制度

①企業主導型保育事業

内閣府子ども・子育て本部が実施している、企業主導型保育施設に対する整備費、運営費の助成制度であり、病児保育を行う場合には病児保育加算等も設けられている。

原則として、平成28年4月1日以降において新たに開始されるものが直接の助成の対象であるが、既存の施設であっても定員を増員した場合の当該新規増員分や、定員に余裕がある部分を活用して児童を受け入れる場合の空き定員を活用した受入れに係る定員分は助成の対象となる。

※ 今年度の募集時期等の詳細は未定。

(内閣府)

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/gaiyo.html>

②企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

内閣府子ども・子育て本部が実施している事業であり、繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている厚生年金適用の医療機関等の労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用に係る費用の一部を支援するものである。

3 幼児教育・保育の無償化

本年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たちの利用料が無償化されることとなる（0歳から2歳までは住民税非課税世帯の子供たちが対象）。その際、2（1）①の事業所内保育事業、2（3）①の企業主導型保育事業（標準的な利用料）の利用料についても無償化の対象となる。

※ 別添3「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の概要」参照

また、2（1）②の病児保育事業及び認可外保育施設（児童福祉法の規定に基づき都道府県等に届出を行ったもの。）の利用料（注1）についても、保護者がその居住する市町村から保育の必要性の認定を受けた場合には、月額3.7万円（0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちについては月額4.2万円）まで無償化の対象となる（注2）。

注1） 2（2）による補助を受けている場合及び2（3）②の企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の対象となる場合も、保護者が負担する利用

料について、対象となる。

なお、児童福祉法の規定に基づく認可外保育施設の都道府県等（都道府県、指定都市、中核市）への届出については、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 47 号）により、認可外の事業所内保育施設（病院内に設置される認可外保育施設は、これに該当すると考えられる。）についても、本年 7 月 1 日から義務となり、既に設置されている施設については 9 月 30 日までに、7 月 1 日後の新規開設施設については事業開始後 1 月以内に、都道府県等に届出を行わなければならない。詳細は所在の都道府県等の認可外保育施設担当に確認すること。

注 2） 幼児教育・保育の無償化に係る給付を受けるための手続等の詳細については、各市町村に確認することが適当であること。

4 留意点

（1）医療法人が院内保育事業等を実施する場合

医療法人自らが又は医療法人が保育事業者に委託して附帯業務として院内保育事業を行う場合や、医療法人自らが附帯業務として病児保育事業を行う場合も、2 の各種補助事業について、要件が満たされていれば活用が可能となりうるため、当該院内保育事業について活用可能か、各補助事業実施者のホームページや窓口に問い合わせるよう周知すること。

また、医療法人が所有する土地・建物等の遊休資産を保育事業者に賃貸契約する場合、当該保育事業者が当該遊休資産を活用して自ら病児保育事業も行うことが可能であること。

（2）医療機関に勤務する職種ごとの特殊性について

院内保育等の運用に当たっては、医療機関に勤務する職種ごとの特殊性、特に医師特有の転勤時期などにも配慮し、院内保育等を必要とする職員ができる限り使用することが可能になるよう十分な工夫を行うよう、管下の医療機関に促すこと。

（3）医療勤務環境改善支援センターの助言等について

各都道府県の設置する医療勤務環境改善支援センターにおいて、医療労務管理アドバイザーや医業経営アドバイザーが医療機関の勤務環境改善の支援を行う際には、本通知の内容についても留意して助言等の活動を実施すること。その際、都道府県保育主管部（局）とも必要に応じて連携すること。

病院の職員のための院内保育サービスの状況

1. 病院の職員のための院内保育サービスの状況(全体)
2. 都道府県別－病院の職員のための院内保育サービスの状況
 - 2－(1)院内保育－病院数・院内保育を実施している病院数
 - 2－(2)院内保育－病院数のうち、院内保育を実施している病院数の割合
 - 2－(3)夜間保育－病院数のうち、夜間保育を実施している病院数の割合
 - 2－(4)病児保育－病院数のうち、病児保育を実施している病院数の割合
3. 開設者別－病院の職員のための院内保育サービスの状況
 - 3－(1)院内保育－病院数・院内保育を実施している病院数
 - 3－(2)院内保育－病院数のうち、院内保育を実施している病院数の割合
 - 3－(3)夜間保育－病院数のうち、夜間保育を実施している病院数の割合
 - 3－(4)病児保育－病院数のうち、病児保育を実施している病院数の割合
4. 病床規模別－病院の職員のための院内保育サービスの状況
 - 4－(1)院内保育－病院数・院内保育を実施している病院数
 - 4－(2)院内保育－病院数のうち、院内保育を実施している病院数の割合
 - 4－(3)夜間保育－病院数のうち、夜間保育を実施している病院数の割合
 - 4－(4)病児保育－病院数のうち、病児保育を実施している病院数の割合
5. 院内保育を実施している病院の保育施設の利用者の状況

出典：平成29年 医療施設(静態・動態)調査

1. 病院の職員のための院内保育サービスの状況（全体）

- 院内保育、夜間保育、病児保育を実施している病院数は、近年増加傾向にある。
- 院内保育を実施している病院における保育施設の利用者について、「自施設の看護師・准看護師」が96.6%、「その他の自施設の職員」が83.9%、「自施設の医師・歯科医師」が71.3%であった。

病院の職員のための院内保育サービスの状況

	病院総数	うち 院内保育を 実施している	うち		うち	
			夜間保育有		病児保育有	
H23	8,605	3,259 (37.9%)	1,688	51.8%	557	17.1%
H26	8,493	3,523 (41.5%)	1,903	54.0%	668	19.0%
H29	8,412	3,685 (43.8%)	1,947	52.8%	783	21.2%

院内保育を実施している病院における保育施設の利用者の状況（複数回答）

	院内保育を 実施している (再掲)	保育施設の利用者									
		自施設の医師・ 歯科医師		自施設の看護 師・准看護師		その他の自施設 の職員		併設施設の職員		その他	
H23	3,259	1,979	60.7%	3,077	94.4%	2,368	72.7%	1,003	30.8%	258	7.9%
H26	3,523	2,373	67.4%	3,372	95.7%	2,802	79.5%	1,191	33.8%	286	8.1%
H29	3,685	2,628	71.3%	3,560	96.6%	3,091	83.9%	1,363	37.0%	455	12.3%

出典：医療施設調査（各年10月1日現在）

都道府県別

2. 都道府県別－病院の職員のための院内保育サービスの状況

2－(1) 院内保育－病院数・院内保育を実施している病院数

2－(2) 院内保育－病院数のうち、院内保育を実施している病院数の割合

2－(3) 夜間保育－病院数のうち、夜間保育を実施している病院数の割合

2－(4) 病児保育－病院数のうち、病児保育を実施している病院数の割合

2. 都道府県別一病院の職員のための院内保育サービスの状況

	病院数	院内保育を実施している							
		夜間保育あり				病児保育あり			
	A (病院数)	B (病院数)	B/A	C (病院数)	C/A	C/B	D (病院数)	D/A	D/B
全国	8,412	3,685	43.8%	1,947	23.1%	52.8%	783	9.3%	21.2%

都道府県名	病院数	院内保育を実施している							
		夜間保育あり				病児保育あり			
	A	B	B/A	C	C/A	C/B	D	D/A	D/B
北海道	561	246	43.9%	174	31.0%	70.7%	30	5.3%	12.2%
青森	94	17	18.1%	9	9.6%	52.9%	3	3.2%	17.6%
岩手	93	30	32.3%	12	12.9%	40.0%	8	8.6%	26.7%
宮城	140	48	34.3%	30	21.4%	62.5%	9	6.4%	18.8%
秋田	69	17	24.6%	7	10.1%	41.2%	8	11.6%	47.1%
山形	69	34	49.3%	20	29.0%	58.8%	6	8.7%	17.6%
福島	128	59	46.1%	21	16.4%	35.6%	8	6.3%	13.6%
茨城	176	88	50.0%	59	33.5%	67.0%	16	9.1%	18.2%
栃木	107	51	47.7%	23	21.5%	45.1%	10	9.3%	19.6%
群馬	130	61	46.9%	21	16.2%	34.4%	10	7.7%	16.4%
埼玉	343	191	55.7%	125	36.4%	65.4%	31	9.0%	16.2%
千葉	288	168	58.3%	96	33.3%	57.1%	29	10.1%	17.3%
東京	647	245	37.9%	136	21.0%	55.5%	38	5.9%	15.5%
神奈川	338	188	55.6%	124	36.7%	66.0%	31	9.2%	16.5%
新潟	129	60	46.5%	27	20.9%	45.0%	15	11.6%	25.0%
富山	106	32	30.2%	10	9.4%	31.3%	9	8.5%	28.1%
石川	94	18	19.1%	11	11.7%	61.1%	13	13.8%	72.2%
福井	68	24	35.3%	10	14.7%	41.7%	10	14.7%	41.7%
山梨	60	24	40.0%	14	23.3%	58.3%	6	10.0%	25.0%
長野	129	61	47.3%	12	9.3%	19.7%	21	16.3%	34.4%
岐阜	101	62	61.4%	24	23.8%	38.7%	21	20.8%	33.9%
静岡	180	95	52.8%	51	28.3%	53.7%	16	8.9%	16.8%
愛知	324	165	50.9%	95	29.3%	57.6%	49	15.1%	29.7%
三重	98	56	57.1%	26	26.5%	46.4%	5	5.1%	8.9%

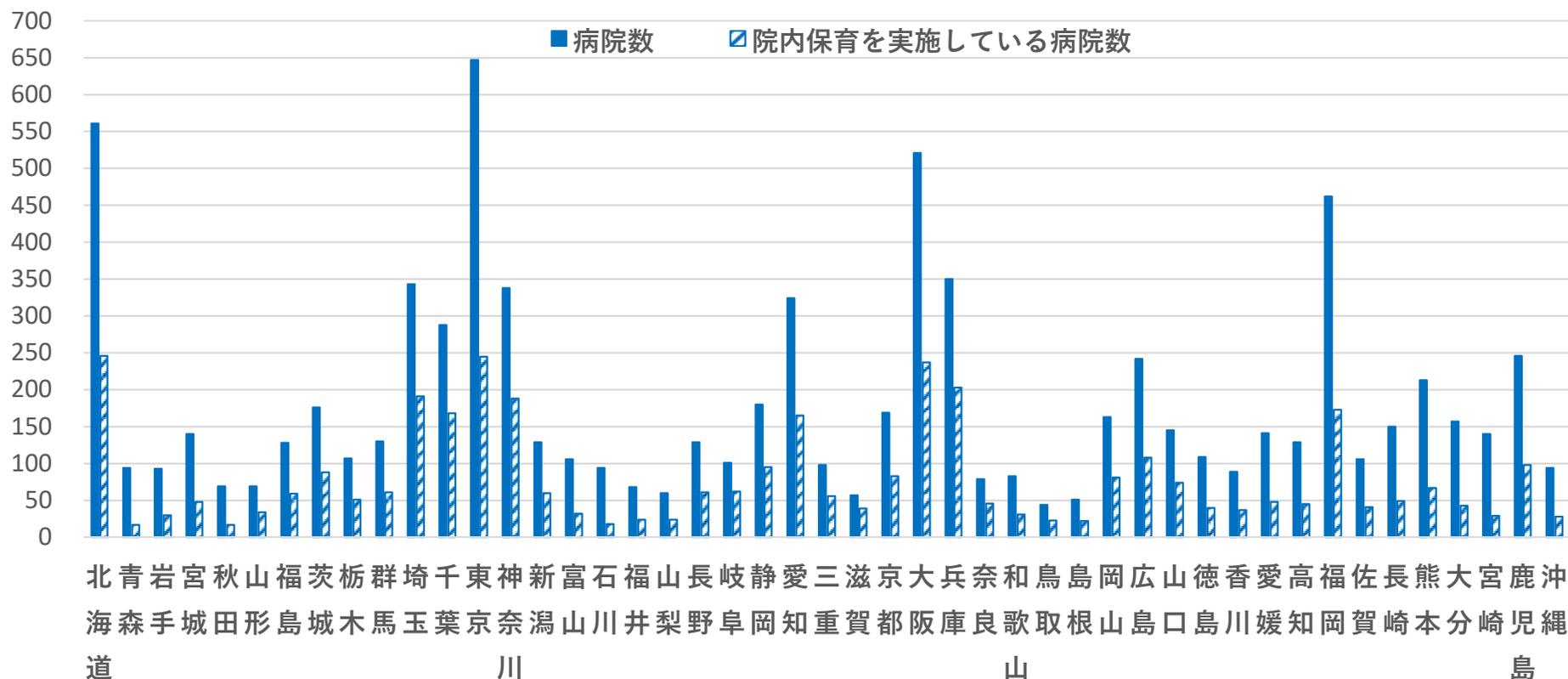
都道府県名	病院数	院内保育を実施している							
		夜間保育あり				病児保育あり			
	A	B	B/A	C	C/A	C/B	D	D/A	D/B
滋賀	57	39	68.4%	31	54.4%	79.5%	7	12.3%	17.9%
京都	169	83	49.1%	53	31.4%	63.9%	38	22.5%	45.8%
大阪	521	237	45.5%	163	31.3%	68.8%	77	14.8%	32.5%
兵庫	350	203	58.0%	114	32.6%	56.2%	51	14.6%	25.1%
奈良	79	46	58.2%	32	40.5%	69.6%	7	8.9%	15.2%
和歌山	83	31	37.3%	20	24.1%	64.5%	5	6.0%	16.1%
鳥取	44	23	52.3%	6	13.6%	26.1%	12	27.3%	52.2%
島根	51	22	43.1%	20	39.2%	90.9%	6	11.8%	27.3%
岡山	163	81	49.7%	25	15.3%	30.9%	20	12.3%	24.7%
広島	242	108	44.6%	38	15.7%	35.2%	13	5.4%	12.0%
山口	145	74	51.0%	33	22.8%	44.6%	12	8.3%	16.2%
徳島	109	40	36.7%	15	13.8%	37.5%	5	4.6%	12.5%
香川	89	37	41.6%	13	14.6%	35.1%	13	14.6%	35.1%
愛媛	141	48	34.0%	21	14.9%	43.8%	6	4.3%	12.5%
高知	129	45	34.9%	29	22.5%	64.4%	9	7.0%	20.0%
福岡	462	173	37.4%	70	15.2%	40.5%	44	9.5%	25.4%
佐賀	106	41	38.7%	12	11.3%	29.3%	4	3.8%	9.8%
長崎	150	49	32.7%	22	14.7%	44.9%	5	3.3%	10.2%
熊本	213	67	31.5%	21	9.9%	31.3%	12	5.6%	17.9%
大分	157	43	27.4%	13	8.3%	30.2%	16	10.2%	37.2%
宮崎	140	29	20.7%	10	7.1%	34.5%	3	2.1%	10.3%
鹿児島	246	98	39.8%	42	17.1%	42.9%	9	3.7%	9.2%
沖縄	94	28	29.8%	7	7.4%	25.0%	7	7.4%	25.0%

出典：平成29年 医療施設（静態・動態）調査（10月1日現在）

2. 都道府県別一病院の職員のための院内保育サービスの状況

2 - (1) 院内保育 - 病院数・院内保育を実施している病院数

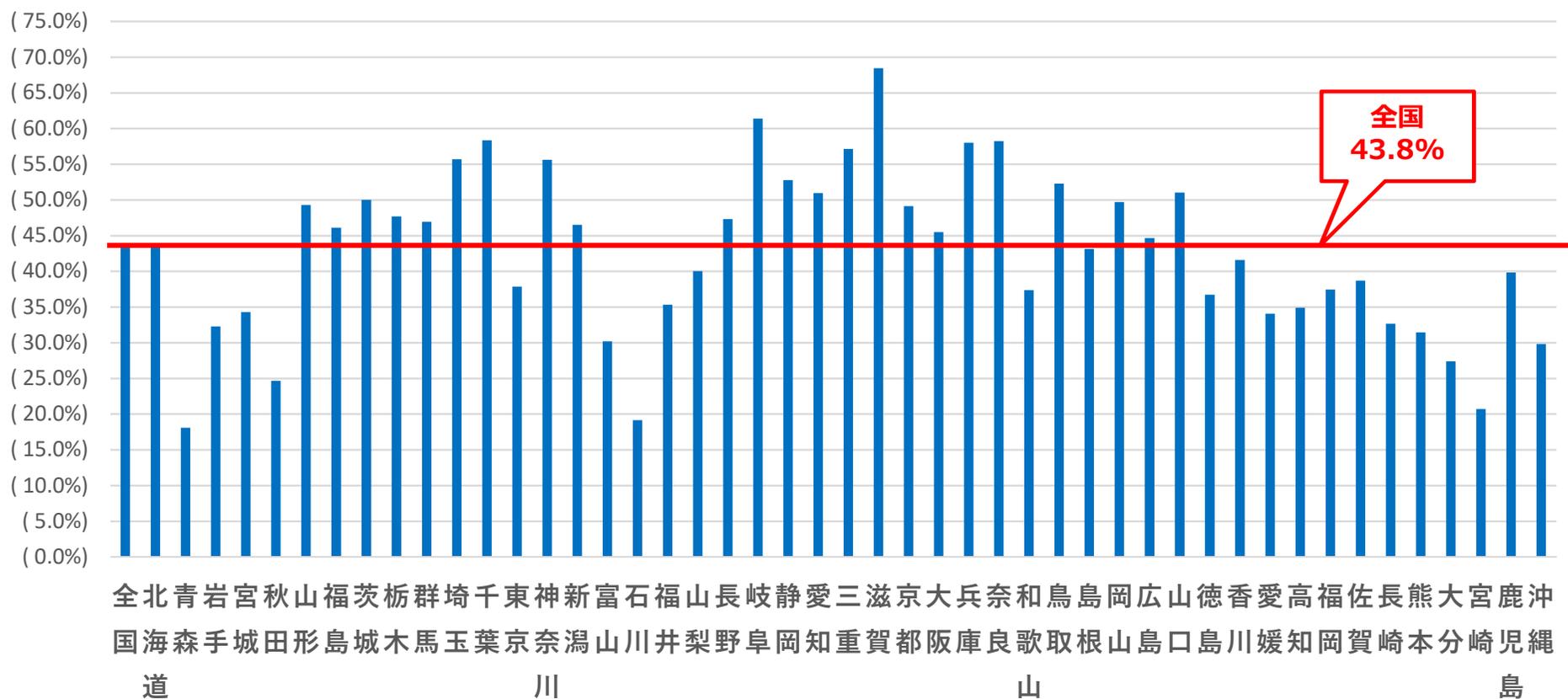
	病院数		
	A (病院数)	B (病院数)	B/A
全 国	8,412	3,685	43.8%



2. 都道府県別一病院の職員のための院内保育サービスの状況

2 - (2) 院内保育 - 病院数のうち、院内保育を実施している病院数の割合

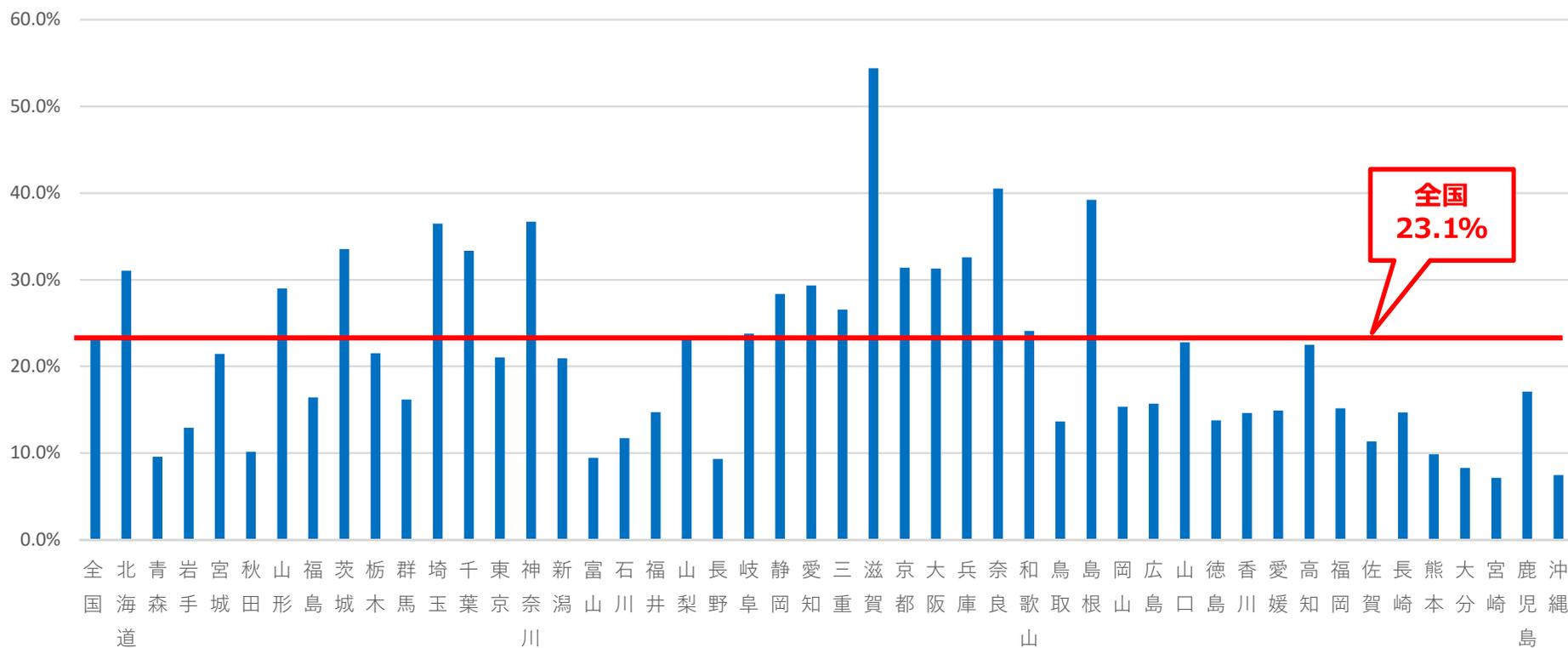
	病院数		B/A
	A (病院数)	院内保育を実施している B (病院数)	
全 国	8,412	3,685	43.8%



2. 都道府県別一病院の職員のための院内保育サービスの状況

2 - (3) 夜間保育 - 病院数のうち、夜間保育を実施している病院数の割合

	病院数	院内保育を実施している				
		夜間保育あり				
	A (病院数)	B (病院数)	B/A	C (病院数)	C/A	C/B
全国	8,412	3,685	43.8%	1,947	23.1%	52.8%

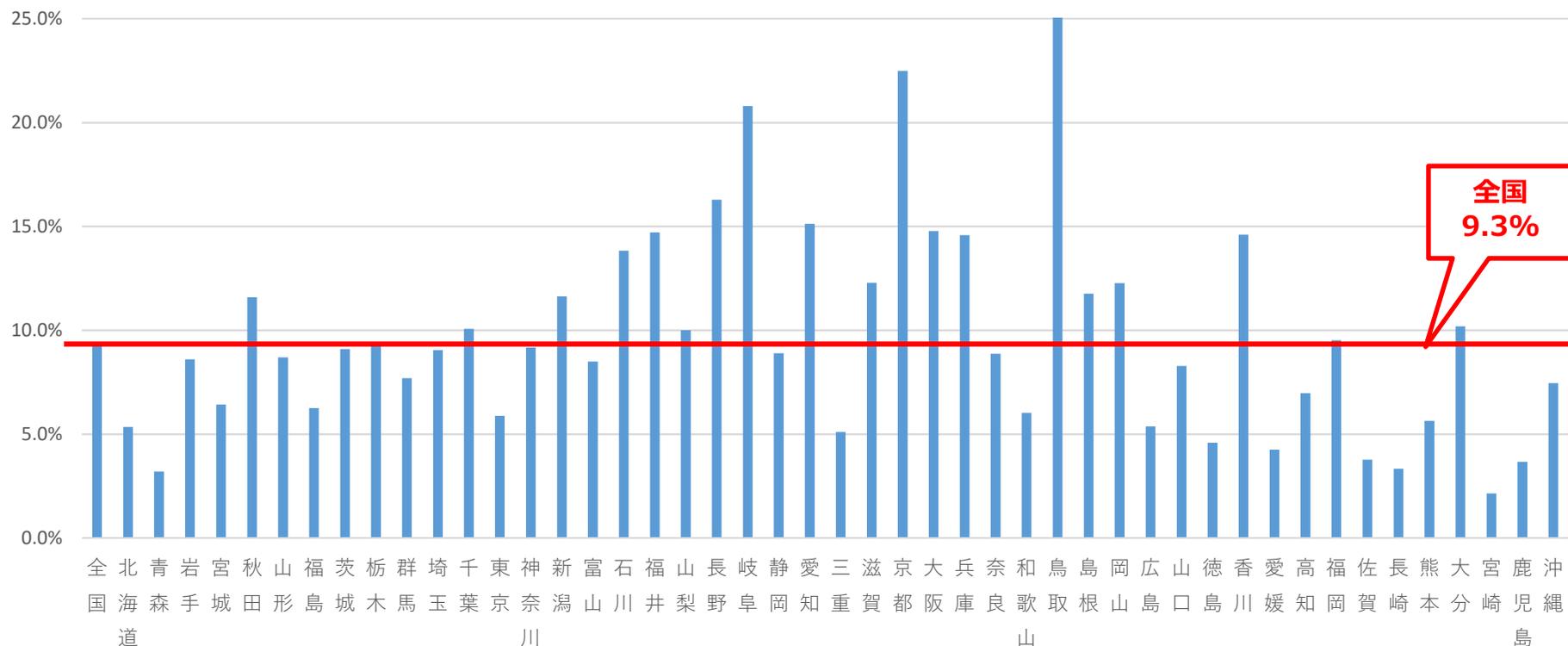


出典：平成29年 医療施設（静態・動態）調査（10月1日現在）

2. 都道府県別一病院の職員のための院内保育サービスの状況

2 - (4) 病児保育 - 病院数のうち、病児保育を実施している病院数の割合

	病院数		院内保育を実施している			
	A (病院数)	B (病院数)	B/A	病児保育あり		
				D (病院数)	D/A	D/B
全 国	8,412	3,685	43.8%	783	9.3%	21.2%



出典：平成29年 医療施設（静態・動態）調査（10月1日現在）

開設者別

3. 開設者別一病院の職員のための院内保育サービスの状況

3- (1) 院内保育一病院数・院内保育を実施している病院数

3- (2) 院内保育一病院数のうち、院内保育を実施している病院数の割合

3- (3) 夜間保育一病院数のうち、夜間保育を実施している病院数の割合

3- (4) 病児保育一病院数のうち、病児保育を実施している病院数の割合

3. 開設者別一病院の職員のための院内保育サービスの状況

	病院数	院内保育を実施している							
					夜間保育あり			病児保育あり	
	A (病院数)	B (病院数)	B/A	C (病院数)	C/A	C/B	D (病院数)	D/A	D/B
総数	8,412	3,685	43.8%	1,947	23.1%	52.8%	783	9.3%	21.2%

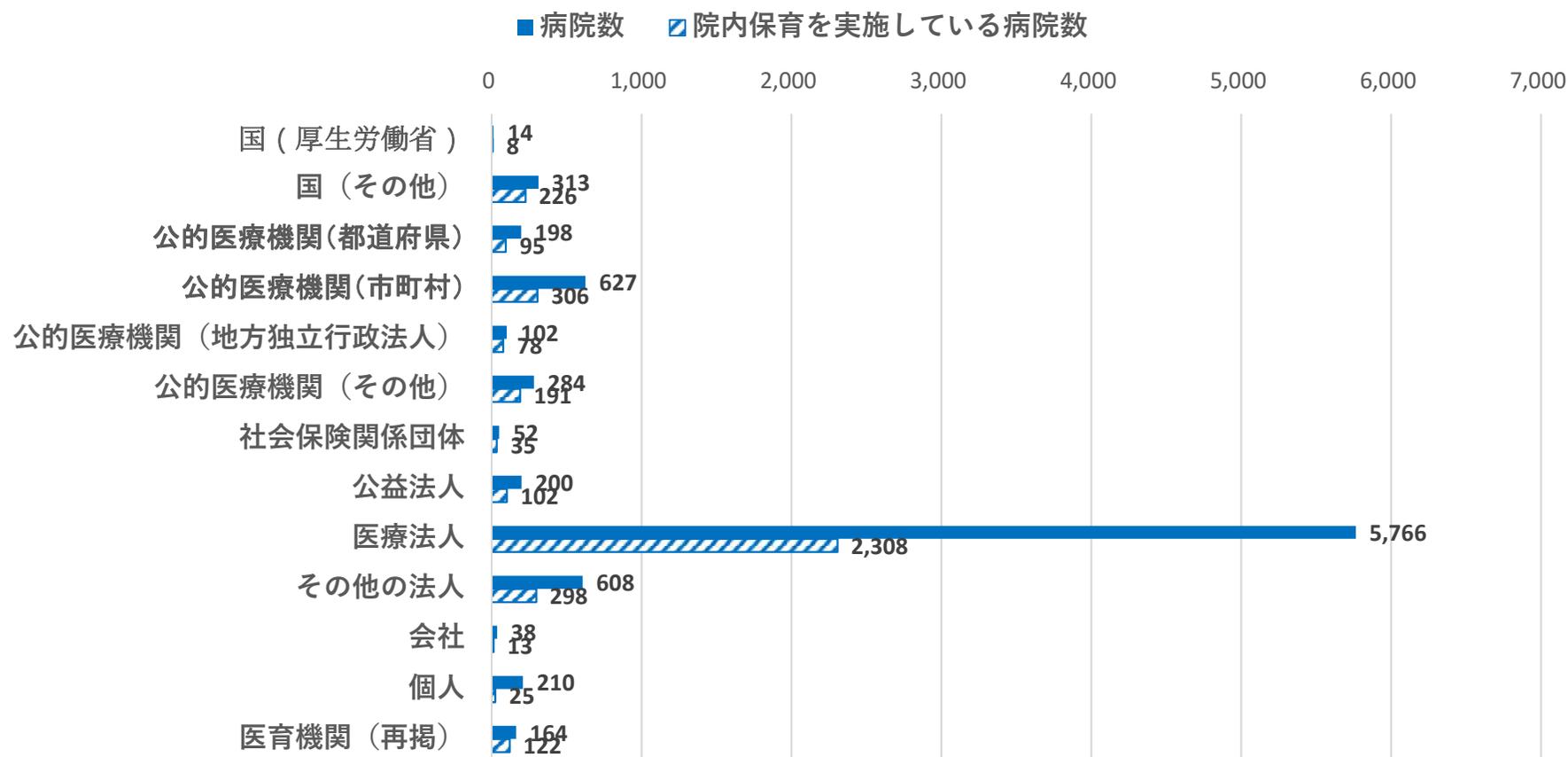
	病院数	院内保育を実施している							
					夜間保育あり			病児保育あり	
	A (病院数)	B (病院数)	B/A	C (病院数)	C/A	C/B	D (病院数)	D/A	D/B
国（厚生労働省）	14	8	57.1%	-	-	-	-	-	-
国（その他）	313	226	72.2%	90	28.8%	39.8%	66	21.1%	29.2%
公的医療機関（都道府県）	198	95	48.0%	62	31.3%	65.3%	28	14.1%	29.5%
公的医療機関（市町村）	627	306	48.8%	188	30.0%	61.4%	90	14.4%	29.4%
公的医療機関（地方独立行政法人）	102	78	76.5%	57	55.9%	73.1%	29	28.4%	37.2%
公的医療機関（その他）	284	191	67.3%	129	45.4%	67.5%	69	24.3%	36.1%
社会保険関係団体	52	35	67.3%	17	32.7%	48.6%	11	21.2%	31.4%
公益法人	200	102	51.0%	56	28.0%	54.9%	24	12.0%	23.5%
医療法人	5,766	2,308	40.0%	1,190	20.6%	51.6%	371	6.4%	16.1%
その他の法人	608	298	49.0%	143	23.5%	48.0%	85	14.0%	28.5%
会社	38	13	34.2%	6	15.8%	46.2%	7	18.4%	53.8%
個人	210	25	11.9%	9	4.3%	36.0%	3	1.4%	12.0%
医育機関（再掲）	164	122	74.4%	71	43.3%	58.2%	64	39.0%	52.5%

出典：平成29年 医療施設（静態・動態）調査（10月1日現在）

3. 開設者別—病院の職員のための院内保育サービスの状況

3 - (1) 院内保育—病院数・院内保育を実施している病院数

	病院数		B/A
	A (病院数)	B (病院数)	
総数	8,412	3,685	43.8%

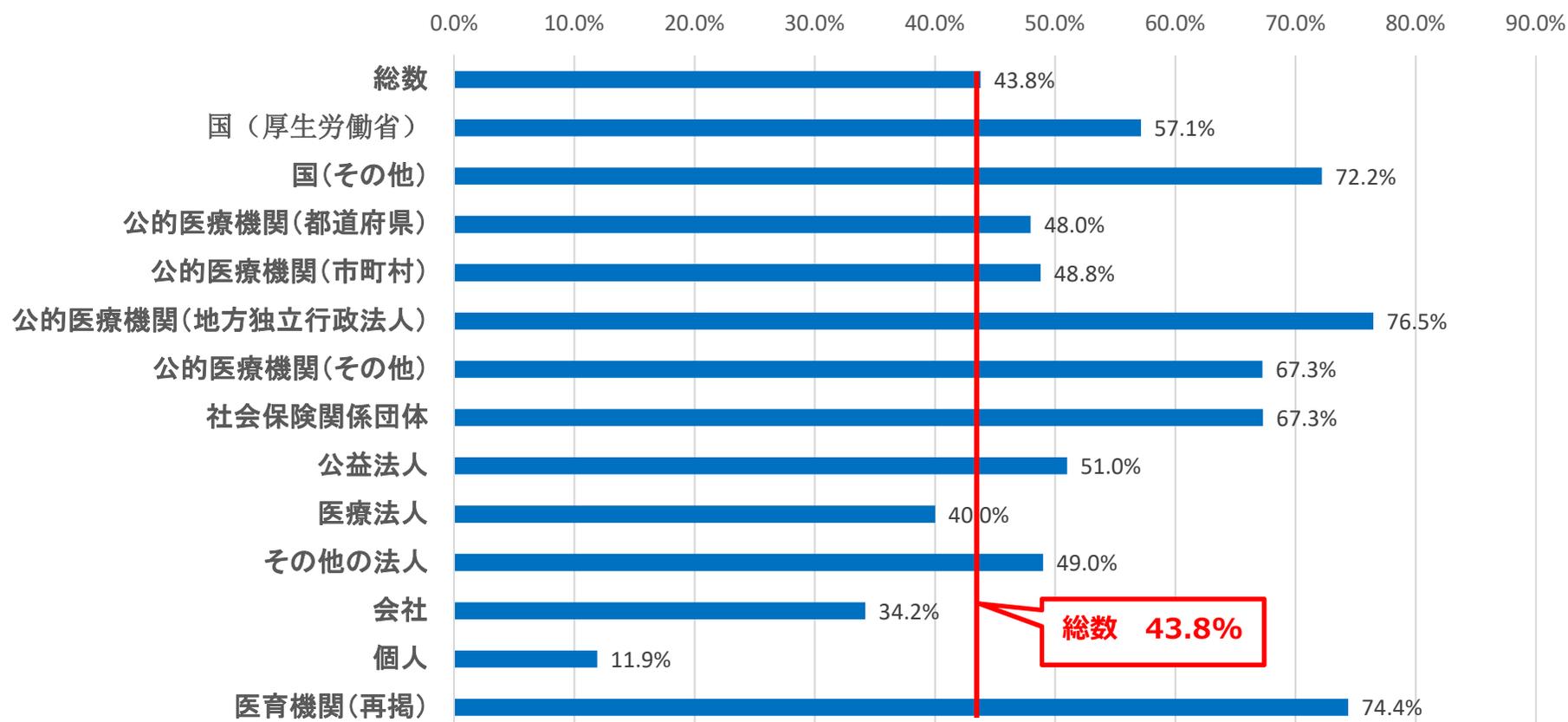


出典：平成29年 医療施設（静態・動態）調査（10月1日現在）

3. 開設者別－病院の職員のための院内保育サービスの状況

3－（2）院内保育－病院数のうち、院内保育を実施している病院数の割合

	病院数		B/A
	A (病院数)	B (病院数)	
総数	8,412	3,685	43.8%

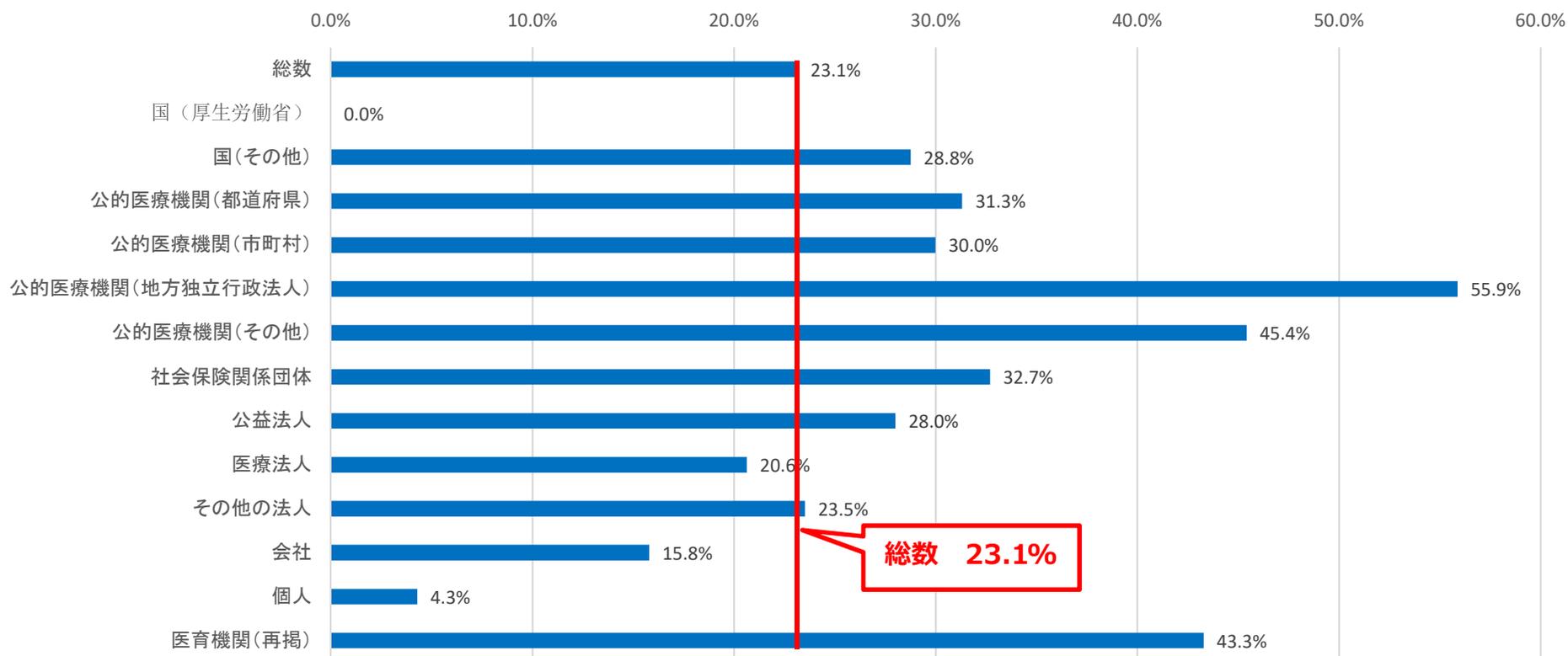


出典：平成29年 医療施設（静態・動態）調査（10月1日現在）

3. 開設者別一病院の職員のための院内保育サービスの状況

3 - (3) 夜間保育 - 病院数のうち、夜間保育を実施している病院数の割合

	病院数		院内保育を実施している			
	A (病院数)	B (病院数)	B/A	夜間保育あり		
				C (病院数)	C/A	C/B
総数	8,412	3,685	43.8%	1,947	23.1%	52.8%

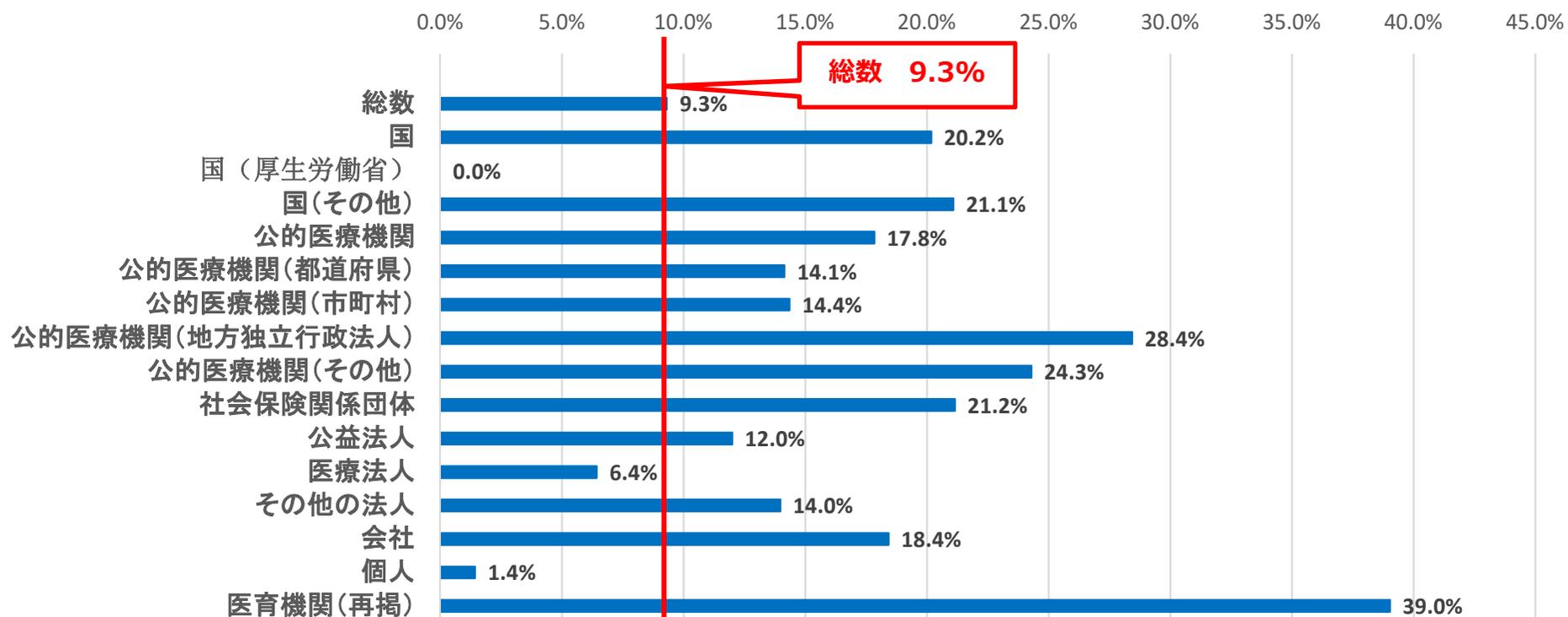


出典：平成29年 医療施設（静態・動態）調査（10月1日現在）

3. 開設者別－病院の職員のための院内保育サービスの状況

3－（4）病児保育－病院数のうち、病児保育を実施している病院数の割合

	病院数		院内保育を実施している			
	A (病院数)	B (病院数)	B/A	病児保育あり		
				D (病院数)	D/A	D/B
総数	8,412	3,685	43.8%	783	9.3%	21.2%



出典：平成29年 医療施設（静態・動態）調査（10月1日現在）

病床規模別

4. 病床規模別－病院の職員のための院内保育サービスの状況

4－(1)院内保育－病院数・院内保育を実施している病院数

4－(2)院内保育－病院数のうち、院内保育を実施している病院数の割合

4－(3)夜間保育－病院数のうち、夜間保育を実施している病院数の割合

4－(4)病児保育－病院数のうち、病児保育を実施している病院数の割合

4. 病床規模別一病院の職員のための院内保育サービスの状況

	病院数	院内保育を実施している							
					夜間保育あり			病児保育あり	
	A (病院数)	B (病院数)	B/A	C (病院数)	C/A	C/B	D (病院数)	D/A	D/B
総数	8,412	3,685	43.8%	1,947	23.1%	52.8%	783	9.3%	21.2%

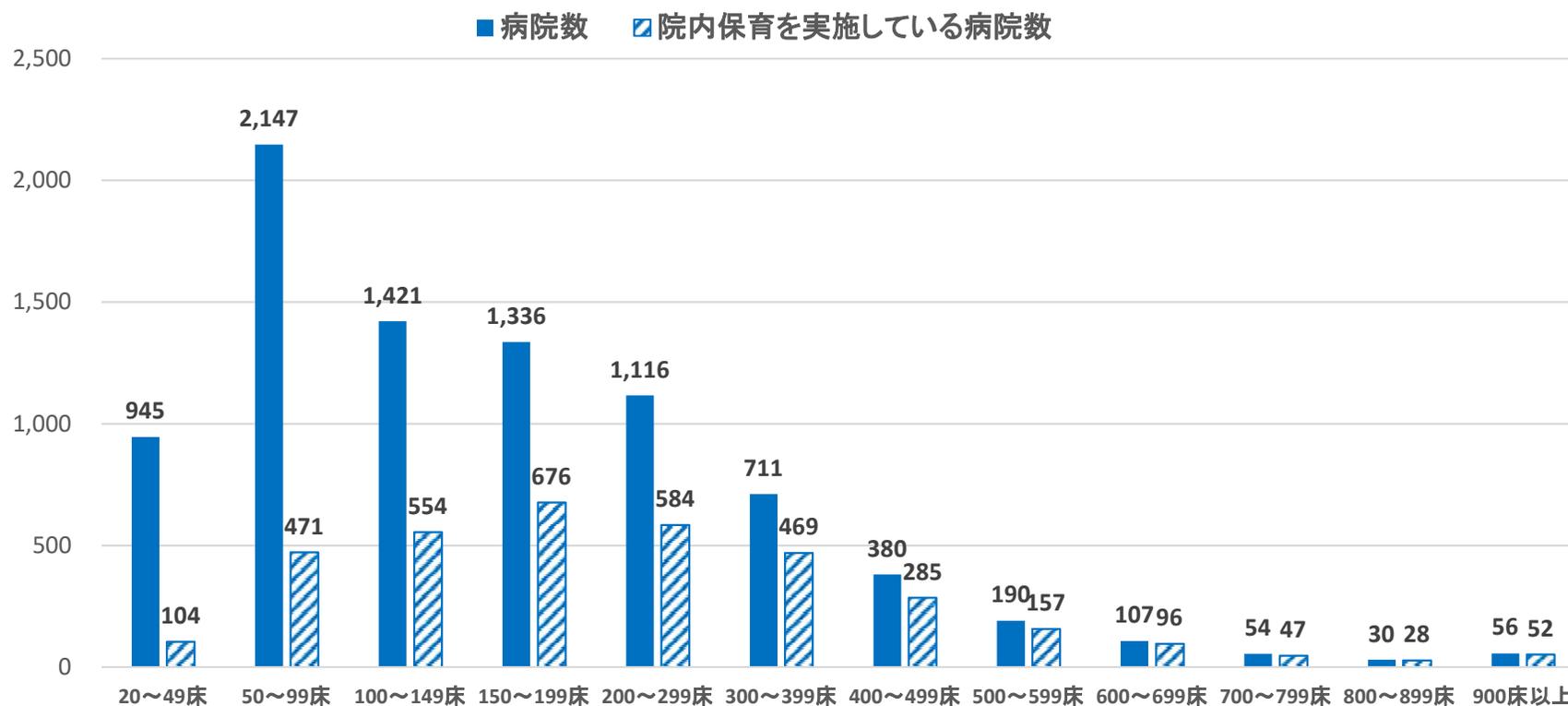
	病院数	院内保育を実施している							
					夜間保育あり			病児保育あり	
	A (病院数)	B (病院数)	B/A	C (病院数)	C/A	C/B	D (病院数)	D/A	D/B
20～49床	919	121	13.2%	34	3.7%	28.1%	23	2.5%	19.0%
50～99床	2088	484	23.2%	182	8.7%	37.6%	104	5.0%	21.5%
100～149床	1426	590	41.4%	285	20.0%	48.3%	93	6.5%	15.8%
150～199床	1365	719	52.7%	413	30.3%	57.4%	121	8.9%	16.8%
200～299床	1114	613	55.0%	325	29.2%	53.0%	102	9.2%	16.6%
300～399床	700	483	69.0%	288	41.1%	59.6%	99	14.1%	20.5%
400～499床	389	309	79.4%	175	45.0%	56.6%	90	23.1%	29.1%
500～599床	168	142	84.5%	94	56.0%	66.2%	40	23.8%	28.2%
600～699床	109	102	93.6%	81	74.3%	79.4%	52	47.7%	51.0%
700～799床	55	50	90.9%	24	43.6%	48.0%	20	36.4%	40.0%
800～899床	26	23	88.5%	16	61.5%	69.6%	13	50.0%	56.5%
900床以上	53	49	92.5%	30	56.6%	61.2%	26	49.1%	53.1%

出典：平成29年 医療施設（静態・動態）調査（10月1日現在）

4. 病床規模別一病院の職員のための院内保育サービスの状況

4 - (1) 院内保育 - 病院数・院内保育を実施している病院数

	病院数		
	A (病院数)	B (病院数)	B/A
全 国	8,412	3,685	43.8%

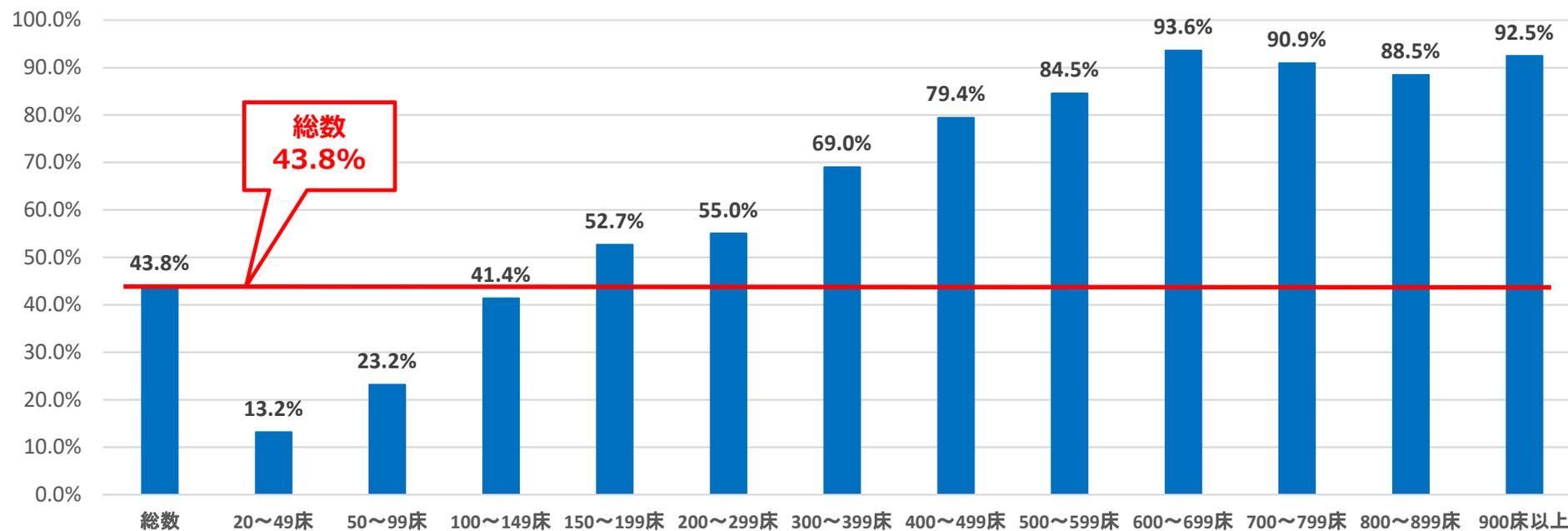


出典：平成29年 医療施設（静態・動態）調査（10月1日現在）

4. 病床規模別一病院の職員のための院内保育サービスの状況

4 - (2) 院内保育 - 病院数のうち、院内保育を実施している病院数の割合

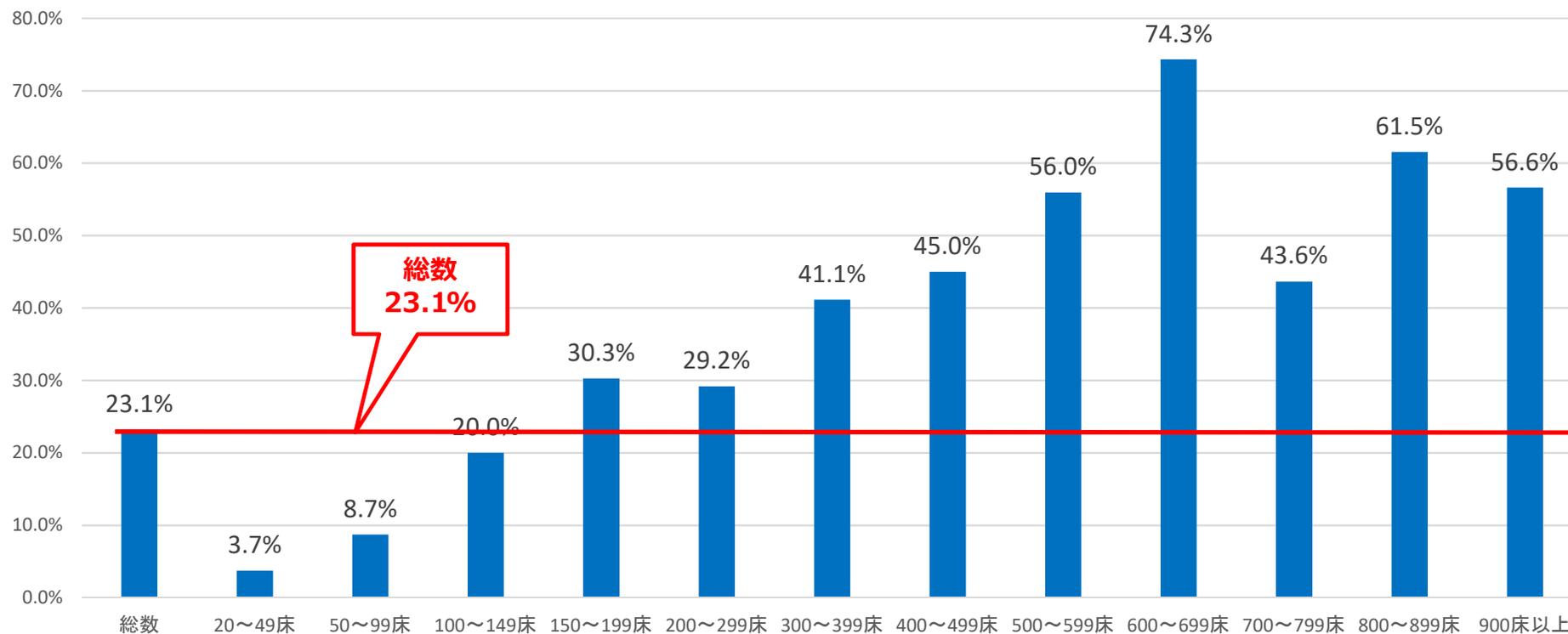
	病院数		B/A
	A (病院数)	院内保育を実施している B (病院数)	
総数	8,412	3,685	43.8%



4. 病床規模別一病院の職員のための院内保育サービスの状況

4 - (3) 夜間保育 - 病院数のうち、夜間保育を実施している病院数の割合

	病院数		院内保育を実施している			
	A (病院数)	B (病院数)	B/A	夜間保育あり		
				C (病院数)	C/A	C/B
総数	8,412	3,685	43.8%	1,947	23.1%	52.8%

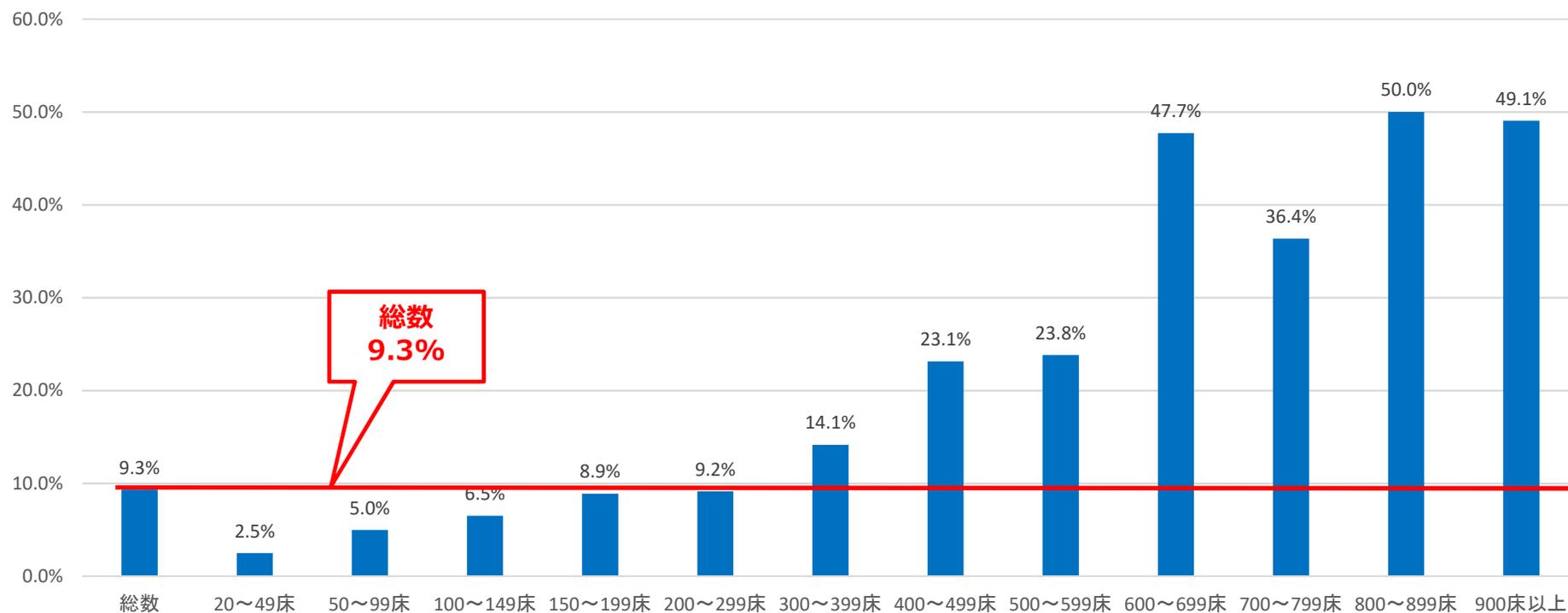


出典：平成29年 医療施設（静態・動態）調査（10月1日現在）

4. 病床規模別一病院の職員のための院内保育サービスの状況

4 - (4) 病児保育 - 病院数のうち、病児保育を実施している病院数の割合

	病院数		院内保育を実施している			
	A (病院数)	B (病院数)	B/A	病児保育あり		
				D (病院数)	D/A	D/B
総数	8,412	3,685	43.8%	783	9.3%	21.2%



出典：平成29年 医療施設（静態・動態）調査（10月1日現在）

院内保育を実施している病院の 保育施設の利用者の状況

5. 院内保育を実施している病院の保育施設の利用者の状況

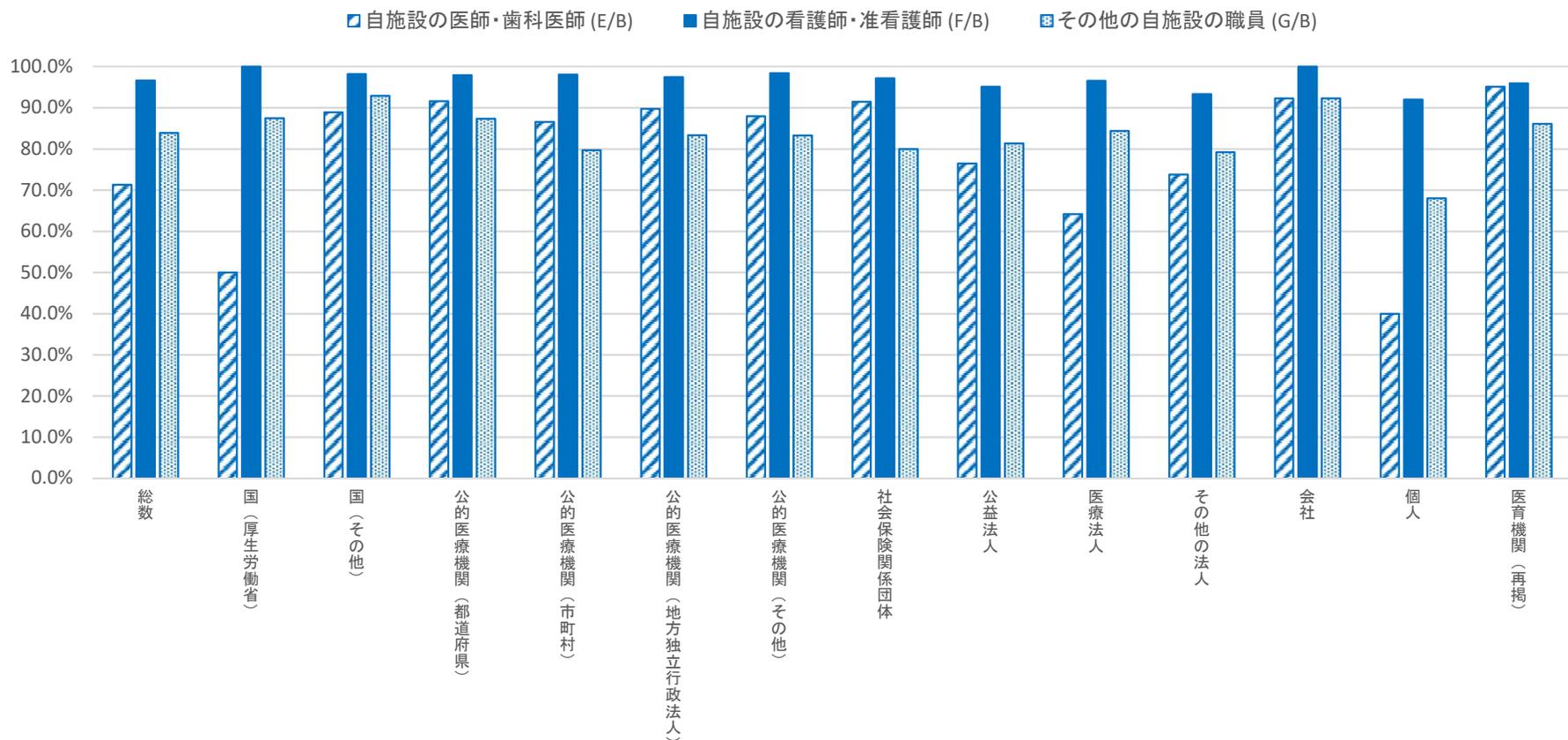
	病院数		院内保育を実施している						
			保育施設の利用者（複数回答）						
	A（病院数）	B（病院数）	B/A	自施設の医師・歯科医師		自施設の看護師・准看護師		その他の自施設の職員	
				E（病院数）	E/B	F（病院数）	F/B	G（病院数）	G/B
総数	8,412	3,685	43.8%	2,628	71.3%	3,560	96.6%	3,091	83.9%

	病院数		院内保育を実施している						
			保育施設の利用者（複数回答）						
	A（病院数）	B（病院数）	B/A	自施設の医師・歯科医師		自施設の看護師・准看護師		その他の自施設の職員	
				E（病院数）	E/B	F（病院数）	F/B	G（病院数）	G/B
国（厚生労働省）	14	8	57.1%	4	50.0%	8	100.0%	7	87.5%
国（その他）	313	226	72.2%	201	88.9%	222	98.2%	210	92.9%
公的医療機関（都道府県）	198	95	48.0%	87	91.6%	93	97.9%	83	87.4%
公的医療機関（市町村）	627	306	48.8%	265	86.6%	300	98.0%	244	79.7%
公的医療機関（地方独立行政法人）	102	78	76.5%	70	89.7%	76	97.4%	65	83.3%
公的医療機関（その他）	284	191	67.3%	168	88.0%	188	98.4%	159	83.2%
社会保険関係団体	52	35	67.3%	32	91.4%	34	97.1%	28	80.0%
公益法人	200	102	51.0%	78	76.5%	97	95.1%	83	81.4%
医療法人	5766	2308	40.0%	1481	64.2%	2228	96.5%	1947	84.4%
その他の法人	608	298	49.0%	220	73.8%	278	93.3%	236	79.2%
会社	38	13	34.2%	12	92.3%	13	100.0%	12	92.3%
個人	210	25	11.9%	10	40.0%	23	92.0%	17	68.0%
医育機関（再掲）	164	122	74.4%	116	95.1%	117	95.9%	105	86.1%

出典：平成29年 医療施設（静態・動態）調査（10月1日現在）

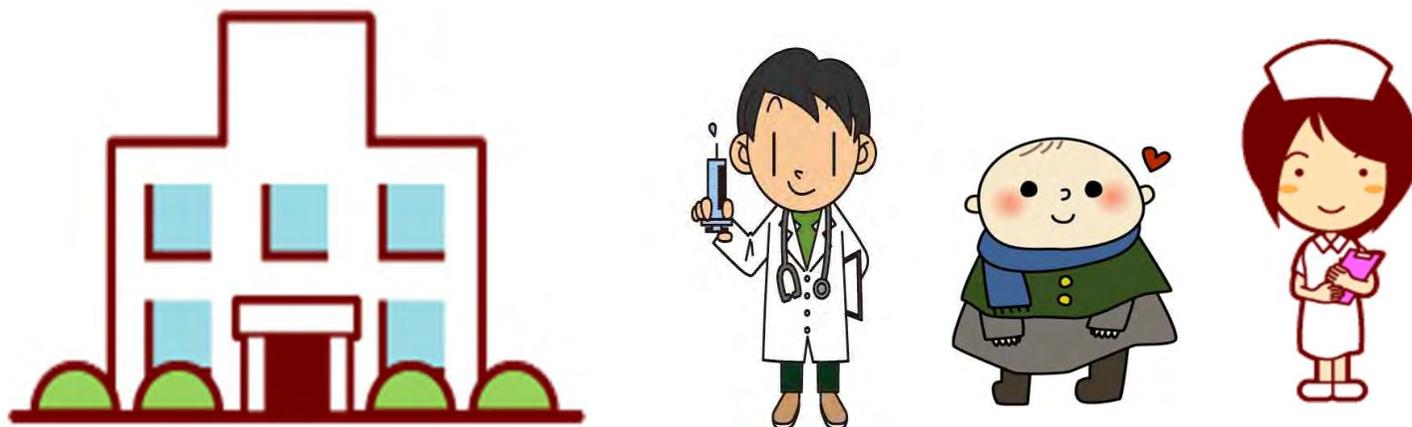
5. 院内保育を実施している病院の保育施設の利用者の状況

	病院数		院内保育を実施している						
			保育施設の利用者（複数回答）						
	A (病院数)	B (病院数)	B/A	自施設の医師・歯科医師		自施設の看護師・准看護師		その他の自施設の職員	
				E (病院数)	E/B	F (病院数)	F/B	G (病院数)	G/B
総数	8,412	3,685	43.8%	2,628	71.3%	3,560	96.6%	3,091	83.9%



病院内保育所を設置する際の支援策について

～病院に勤める方のお子さんを預かる保育施設の設置、運営などの費用を助成します～



令和元年6月

厚生労働省子ども家庭局 医政局
内閣府子ども・子育て本部

1 病院の従業員等のための保育所に対する支援について

- 院内保育所については、
 - ①子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業（市町村認可事業）に対する給付
 - ②病院内保育所に対する都道府県による補助金
 - ③企業主導型保育事業に対する国による助成金の3つの補助のうち、いずれかを選択することが可能です。

2 運営に係る給付・補助について

- 1 ①による支援を受ける場合、地域型保育給付を受けることが可能です。 ⇒P 3～
- 1 ②による支援を受ける場合、地域医療介護総合確保基金による補助が可能です。 ⇒P 8～
※具体的な補助基準額は、都道府県ごとに異なります。
- 1 ③による支援を受ける場合、仕事・子育て両立支援事業による補助が可能です。 ⇒P 12～

3 施設整備補助等について

- 1 ①による支援を受ける場合、施設整備補助相当の減価償却費を受けることが可能です。 ⇒P 3～
- 1 ②による支援を受ける場合、地域医療介護総合確保基金による補助を受けることが可能です。
※具体的な補助基準額は、都道府県ごとに異なります。 ⇒P 8～
- 1 ③による支援を受ける場合、仕事・子育て両立支援事業による補助を受けることが可能です。 ⇒P 12～

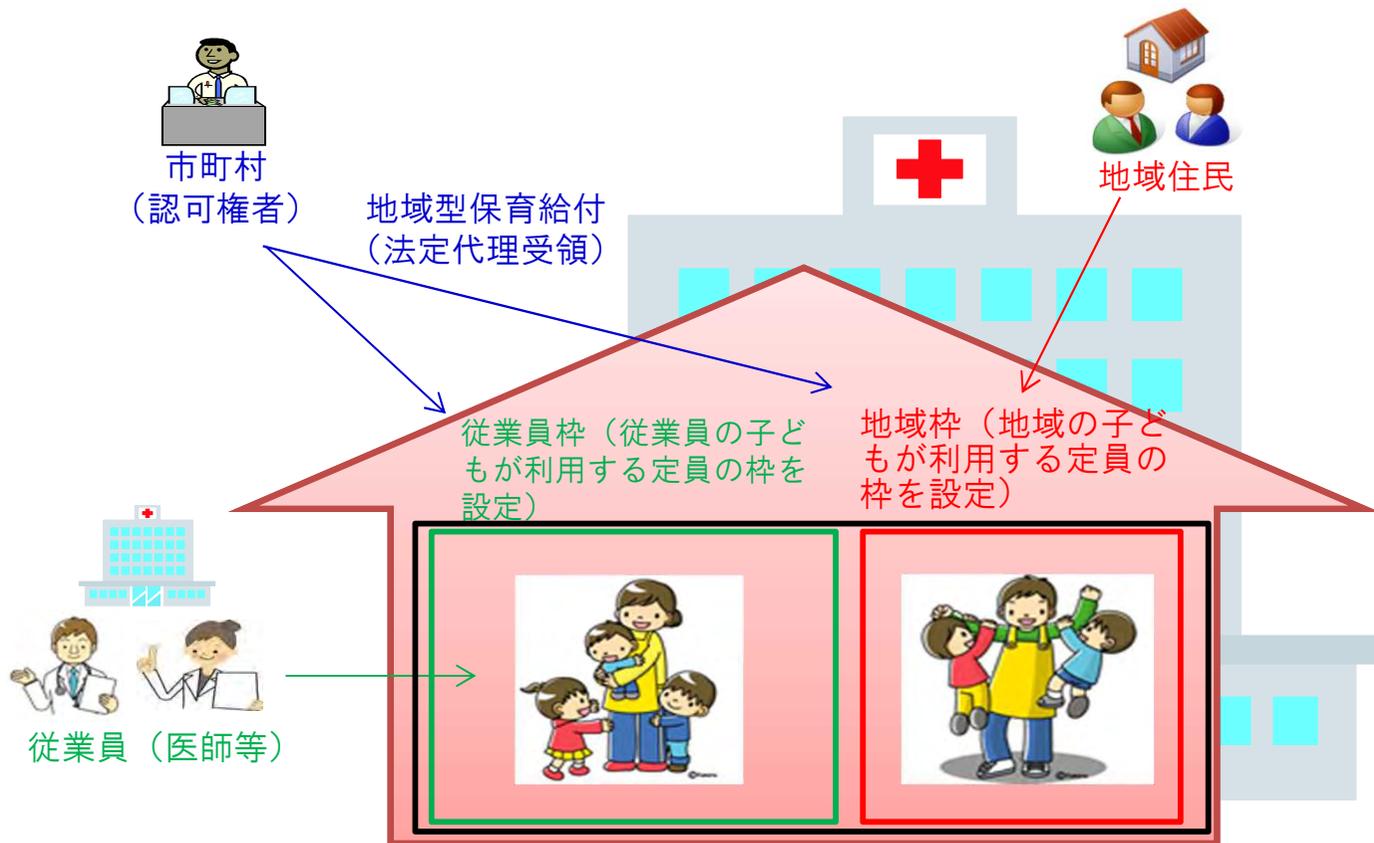
病院内における保育所に対する支援策

施設類型	①事業所内保育事業 (新制度の給付対象)	②病院内保育所(地域医療介護総合確保基金による補助) ※以下は参考であり、都道府県の実情に応じて要件は設定される	③企業主導型保育事業 (仕事・子育て両立支援事業による助成)
定員・利用児童	<ul style="list-style-type: none"> ・定員の下限はなし(定員数に応じ、地域枠の設定が必要) ・利用児童は、地域枠を除き、事業主が決定(地域枠分は市町村が決定) ・原則として、3歳未満児が対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員の下限はなし ・利用児童は事業主が決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員6人以上 ・利用児童は事業主が決定
職員、設備等の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づく基準を満たすことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育児童数に応じた保育時間(8時間又は10時間)及び保育士等数(2~10人以上)を設定 ・児童福祉法に基づく基準を尊重 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業主導型保育事業費補助金実施要綱及び企業主導型保育事業助成要領等の基準を満たすことが必要
その他の主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程の策定・掲示、評価の実施、情報公表等の運営基準を満たすことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、子ども・子育て拠出金を負担している事業主が対象
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村による認可事業として医療機関が実施することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関(運営費補助については自治体立、公的団体立除く、施設整備費補助については自治体立除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て拠出金を負担する医療機関として実施することが可能
運営に係る給付・補助	<ul style="list-style-type: none"> ・公定価格による ・公費負担割合:国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 2/3(公費) ※補助基準単価:保育士1人当たり月額180,800円 ※24時間保育等を実施する場合の加算あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成要領による ※東京都特別区の20人定員(乳児5人、1歳児5人、2歳児5人、3歳児5人)で11時間開所、保育士比率100%のモデルケースの場合 基本額 約3,300万円(年額) 各種加算 延長保育、病児保育、夜間保育などの実施に応じて加算 ※上記の額には事業主が直接徴収する利用者負担額が含まれない
施設整備補助等	<ul style="list-style-type: none"> ・公定価格で施設整備補助相当の減価償却費分を加算 ※都道府県労働局による施設整備補助を受けた事業所内保育事業所が、新制度の給付(減価償却費加算を除く)を受けることは可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助額 補助基準額×0.33 ※補助基準額 定員数×5㎡×基準単価 ※定員数は30人を限度 ※基準単価は地域や建物の構造により異なる(15万円前後) 	<ul style="list-style-type: none"> 定員20人、都市部、新設の場合 基本額 約8,000万円 各種加算 病児保育スペース、一時預かりスペースなどの実施に応じて加算 ※既存施設の改修にも補助あり
病児保育事業及び病後児保育事業、学童保育についての基準等	<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病児等保育加算あり 入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な病院内保育所に通所している児童等で、かつ、保護者の勤務の都合など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童に対する保育の実施 ・児童保育加算あり 病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であって、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童に対する保育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育加算あり
設置・運営に係る補助金申請等の手続き先	<p>市区町村保育担当部署 ※利用者の各居住市区町村それぞれに給付費を費用請求(給付費=公定価格-利用者負担額)</p>	<p>都道府県看護(医療)担当部署</p>	<p>公益財団法人 児童育成協会</p>

① 子ども・子育て支援新制度における
事業所内保育事業（市町村認可事業）に対する給付

子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業の概要

- 平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度では、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもを受け入れる事業所内保育施設について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とすることにしています。
- 給付は、利用者の居住地市町村から支給されることとなるため、事業者は、利用者の各居住地市町村から、子ども・子育て支援法第43条に規定する確認を受けた上で、それぞれに費用請求を行う必要があります。



<事業の申請先>

市町村（認可権者）

<主な要件>

- ・認可基準等の遵守
- ・地域枠の設定
 - ※地域枠の子どもは市町村が利用調整
- ・応諾義務
 - ※利用調整を経た地域枠の子どもの受入義務（地域枠の範囲内）
 - ※利用者（従業員、地域住民の子どものいずれも）は、市町村より給付の支給認定を受ける必要がある。
 - ※利用者は、原則3歳未満児

<利点・活用例>

- ・安定した財政支援
 - ※利用する子どもの数に応じて市町村から費用が支払われる。（義務的経費）
- ・複数企業で共同設置可能
- ・利用者数が減少している施設では、空き定員が活用できる。
- ・院外の保育施設に委託して実施することも可能

事業所内保育事業の認可基準について（主なもの）

		定員20人以上	定員19人以下	
			小規模A型の基準	小規模B型の基準
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所（定員20人以上）の 配置基準+1名	保育所（定員20人以上）の 配置基準+1名
	資格	保育士 ※看護師、幼稚園教諭等の特例有	保育士 ※保健師又は看護師の特例有（1人まで）	1/2以上が保育士 ※保健師又は看護師の特例有（1人まで） ※保育士以外の者は研修修了が必要
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡
		処遇等	給食	自園調理 調理室 調理員

- ※ 事業所内保育事業は、原則0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。（事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象）
- ※ 原則0～2歳児までの事業であるが、従業員枠の子どもについては、保護者の希望に応じて柔軟な利用が可能であり、その場合は特例地域型保育給付が支給される。（地域枠の子どもについても、受け入れ先の保育所等に空きがない場合については特例給付による利用が可能）
- ※ 給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。（令和7年度まで）
- ※ 給食の提供に当たっては、事業所に附属して設置する調理施設において調理することも可能。

定員区分	地域枠の定員	定員区分	地域枠の定員	定員区分	地域枠の定員
1名～5名	1名	16名～20名	5名	41名～50名	12名
6名・7名	2名	21名～25名	6名	51名～60名	15名
8名～10名	3名	26名～30名	7名	61名～70名	20名
11名～15名	4名	31名～40名	10名	71名～	20名

※子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業については、自社で雇用する労働者の子どもに加えて、「地域において保育を必要とする子ども（地域枠）」を受け入れることを要件としており、上記は事業所全体の定員規模に対して最低限設定が必要な「地域枠」の規模を示したものの。
 なお、上記は、国として示す全国的な基準であり、それぞれの地域における保育事情等を考慮し、市町村がより緩やかな地域枠を設けることが可能。

子ども・子育て支援新制度における公定価格の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしています。

※私立保育所に対しては、委託費として支払う。

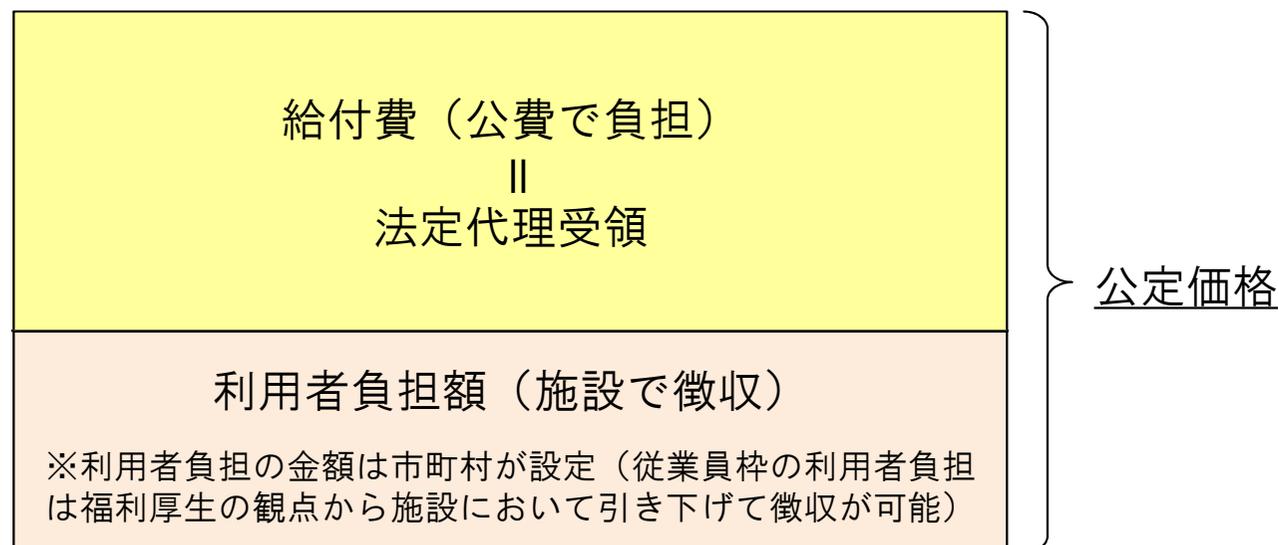
- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされます。

（子ども子育て支援法27条、29条等）

「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

※この基本構造は委託費も同様。

【イメージ】 ≪施設型給付・地域型保育給付≫



令和元年度事業所内保育事業（定員19人以下（小規模保育事業A型の基準が適用される事業所）の公定価格 ※その他地域の場合

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤		従業員枠の子どもの場合 ⑦	処遇改善等加算Ⅰ		管理者設置加算 ⑨	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算 ⑩		休日保育加算 ⑪	夜間保育加算 ⑫					
				保育標準時間認定 基本分単価 (注) ⑥	保育短時間認定 基本分単価 (注) ⑥		保育標準時間認定 (注) ⑧	保育短時間認定 (注) ⑧		処遇改善等加算Ⅰ (注) ⑩	処遇改善等加算Ⅰ (注) ⑩							
その他地域	5人まで	3号	1, 2歳児	258,930 (324,850)	247,830 (313,750)	⑥×84/100	2,480 (3,130) ×加算率	2,370 (3,020) ×加算率	76,330 + 760 ×加算率	+ 131,850 (65,920) 1,310 (650) ×加算率	+ 65,920 650 ×加算率	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 210人 234,800 2,340 ×加算率 211人~ 279人 251,100 2,510 ×加算率 280人~ 349人 283,800 2,830 ×加算率 350人~ 419人 316,400 3,160 ×加算率 420人~ 489人 349,100 3,490 ×加算率 490人~ 559人 381,800 3,810 ×加算率 560人~ 629人 414,400 4,140 ×加算率 630人~ 699人 447,100 4,470 ×加算率 700人~ 769人 479,800 4,790 ×加算率 770人~ 839人 512,400 5,120 ×加算率 840人~ 909人 545,100 5,450 ×加算率 910人~ 979人 577,800 5,770 ×加算率 980人~ 1,049人 610,400 6,100 ×加算率 1,050人~ 643,100 6,430 ×加算率	+ 84,630 + 790 ×加算率					
			乳児	324,850	313,750		+ 3,130 ×加算率	3,020 ×加算率						+ 131,850 (65,920) 1,310 (650) ×加算率	+ 65,920 650 ×加算率			
	6人から12人まで	3号	1, 2歳児	152,430 (218,350)	147,810 (213,730)		+ 1,420 (2,070) ×加算率	1,370 (2,020) ×加算率						31,800 + 310 ×加算率	+ 131,850 (65,920) 1,310 (650) ×加算率	+ 65,920 650 ×加算率	各月初日の利用子ども数 ÷	
			乳児	218,350	213,730		+ 2,070 ×加算率	2,020 ×加算率										+ 131,850 (65,920) 1,310 (650) ×加算率
	13人から19人まで	3号	1, 2歳児	124,410 (190,330)	121,490 (187,410)		+ 1,140 (1,790) ×加算率	1,110 (1,760) ×加算率						20,080 + 200 ×加算率	+ 131,850 (65,920) 1,310 (650) ×加算率	+ 65,920 650 ×加算率		+ 25,970 + 200 ×加算率
			乳児	190,330	187,410		+ 1,790 ×加算率	1,760 ×加算率										

加算部分2

減価償却費加算 加算額 標準 都市部 ⑬	賃借料加算 加算額 標準 都市部 ⑭	連携施設を設定しない場合 ⑮	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑯	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑰	定員を恒常的に超過する場合 ⑱
A地域 6,400 7,100 B地域 6,100 6,700 C地域 5,800 6,400 D地域 5,500 6,000	a地域 27,600 30,700 b地域 15,200 16,900 c地域 13,200 14,700 d地域 11,900 13,200	4,930	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑫) × 13/100	((⑥(⑦) + ⑧) + ⑩ + ⑫) × 8/100	(⑥~⑱) × 58/100
A地域 2,700 2,900 B地域 2,500 2,800 C地域 2,400 2,600 D地域 2,300 2,500	a地域 13,700 15,300 b地域 7,600 8,400 c地域 6,600 7,300 d地域 5,900 6,500	2,050	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑫) × 11/100	((⑥(⑦) + ⑧) + ⑩ + ⑫) × 8/100	(⑥~⑱) × 82/100
A地域 1,700 1,800 B地域 1,600 1,700 C地域 1,500 1,600 D地域 1,400 1,600	a地域 17,400 19,400 b地域 9,600 10,700 c地域 8,300 9,300 d地域 7,500 8,300	1,290	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑫) × 10/100	((⑥(⑦) + ⑧) + ⑩ + ⑫) × 8/100	

処遇改善等加算Ⅱ ⑲	(算式1) 以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額とする。 ・処遇改善等加算Ⅱ-① 48,790 × 人数A ・処遇改善等加算Ⅱ-② 6,100 × 人数B (算式2) A: 処遇改善等加算Ⅱ-① 48,790 ÷ 各月初日の利用子ども数 B: 処遇改善等加算Ⅱ-② 6,100 ÷ 各月初日の利用子ども数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める ※3 利用定員が6人以上の場合には(算式1)を適用し、利用定員が5人以下の場合には(算式2)のA若しくはBのいずれかとする
冷暖房費加算 ⑳	1級地 1,710 4級地 1,180 2級地 1,530 その他地域 110 3級地 1,510	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地: 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域: 1級地から4級地以外の地域
除雪費加算 ㉑	5,970	※3月初日の利用子どもの単価に加算
障灰除去費加算 ㉒	149,680 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算 ㉓	150,000 (限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算 ㉔	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算 ㉕	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

※単価表全体や加算の要件等は内閣府HPを参照 <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/seishourei.html>

②病院内保育所に対する都道府県による補助金

病院内保育所運営・施設整備補助の概要

補助概要

- 子どもを持つ女性医師、看護職員をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、医療機関に勤務する職員の乳幼児に対する保育を行う病院内保育所の運営・施設整備を支援。
- 病院内保育所運営・施設整備補助については、消費税財源を活用して創設された「地域医療介護総合確保基金」における医療従事者の確保に関する事業として各都道府県の基金事業として実施。
- 補助基準については、都道府県が地域の実情に応じて設定が可能であるため、正確な補助内容については、各都道府県の看護担当部門にお問い合わせ願います。
※基準額の増額等を行っている都道府県や、補助制度そのものを設けていない県もあります。
- 次頁以降は、医療提供体制推進事業費補助金及び医療提供体制施設整備交付金として補助していた、当時の補助基準を記載していますので、交付申請をする際の参考としてください。

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- 4 医療従事者の確保に関する事業**
- 5 介護従事者の確保に関する事業

医療従事者の確保に関する事業として、各都道府県の実情に応じた形で病院内保育所の運営・施設整備に対する補助を実施。

参考①：病院内保育所運営事業（平成25年度までの補助基準）

※平成26年度以降は、都道府県が実情に応じて補助基準を設定

医療機関における病院内保育所の運営費の一部を補助する。

【補助基準】

（補助先）都道府県 ※間接補助先：病院・診療所（自治体立、公的団体立を除く）

（補助率）2/3（公費）

（補助単価）180,800円／月（保育士1人当たり）

※別途、実施加算有り

（対象経費）保育士人件費、委託料（保育士人件費相当分）

（補助区分等）保育児童数等に応じ、下記区分における補助人数分の人件費を補助

区 分	保育児童数	保育料（月額）	保育時間	保育士等数	補助人数
A型特例	1～3人	10,000円以上	8時間以上	2人以上	1人
A 型	4人以上	10,000円以上	8時間以上	2人以上	2人
B 型	10人以上	10,000円以上	10時間以上	4人以上	4人
B型特例	30人以上	10,000円以上	10時間以上	10人以上	6人

※ 別途、保育料収入相当額の控除や、各医療機関における財政状況等を踏まえた調整を行うことがある。

【実施加算】 各医療機関の院内保育所の運営状況に応じて、実施加算を設定

○24時間保育（加算額）23,410円／日

終日いずれの時間帯においても保育サービスを実施している病院内保育所に対する加算

○緊急一時保育（加算額）20,720円／日

緊急呼び出しにより、家庭で育児を行うことが困難な児童の保育を実施している病院内保育所に対する加算（※24時間保育を実施している病院内保育所は補助対象外）

○休日保育（加算額）11,630円／日

日曜、祝日等においても保育サービスを実施している病院内保育所に対する加算

○病児等保育（加算額）187,560円／月

医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮が必要な児童の保育を実施している病院内保育所に対する加算

○児童保育（加算額）10,670円／日

医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童の保育を実施している病院内保育所に対する加算

参考②：病院内保育所施設整備事業（平成25年度までの補助基準）

※平成26年度以降は、都道府県が実情に応じて補助基準を設定

医療機関において、新たな病院内保育所の設置に必要な新築・増改築等に要する工事費等を補助。

【補助基準】

（補助先）都道府県 ※間接補助：病院・診療所（自治体立を除く）

（調整率）0.33 （基準面積）5㎡×収容定員（30人を限度）

（基準単価）以下の区分のとおり

区分	A	B	C	D
鉄筋コンクリート	155,800円	148,300円	140,900円	133,500円
ブロック	136,400円	129,900円	123,400円	116,900円
木造	155,800円	148,300円	140,900円	133,500円

地域区分	
A	青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県
B	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県
C	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県
D	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県

補助額モデル例

（都道府県の実情に応じ、調整が行われる可能性がある）

○病院内保育所運営事業

・保育児童数10人、24時間保育を300日実施する場合（※基準額≤対象経費の実支出額の場合）

【計算例】

補助額例

$$\left\{ \underbrace{(4人(保育士数) \times 180,800円(基準単価) \times 12月)}_{\text{基本額}} - \underbrace{(24,000円 \times 12月 \times 10人)}_{\text{保育料収入相当額控除}} + \underbrace{(300日 \times 23,410円)}_{\text{実施加算}} \right\} \times 2/3(補助率) = \mathbf{8,547,000円}$$

○病院内保育所施設整備事業

基準額

・収容定員30人、東京都、鉄筋コンクリートの新築の場合

【計算例】

補助額例

$$\underbrace{5\text{㎡} \times 30人}_{\text{基準面積}} \times 155,800円(基準単価) \times 0.33(調整率) = \mathbf{7,712,000円} \quad (\text{※})$$

※既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合が105%以上の場合には、更に調整率がかかる(×0.95)

③企業主導型保育事業等による助成制度

企業主導型保育事業について

事業の目的及び内容

企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的として、企業主導型保育事業を実施していくこととしています。



本事業の主な内容としては、

- ① 多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援するための仕組みであること
- ② 市区町村による計画的整備とは別枠で整備可能であり、設置の際や利用の際に市区町村の関与を必要としないこと
- ③ 地域枠も自由に設定できること(利用定員の50%以内)
- ④ 運営費や施設整備については、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等の公定価格に準じた支援が行われること

など、企業主導型保育事業の特色・メリットを活かした事業展開を図ることができます。

事業の実施者

○ 企業主導型保育事業を実施することができるのは、以下の3類型としています。

① 子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)が、自ら事業所内保育施設を設置し、企業主導型保育事業を実施する場合

※ 複数企業による共同設置や他企業と共同利用することも可能です。

② 保育事業実施者(保育所等を運営している事業者)が設置した認可外保育施設を、子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)が活用する場合

※ 保育事業実施者にあっては、独自財源で認可外保育施設を設置し、本事業(運営費)の助成を受けることも、本事業の施設整備費を活用して、事業を実施することも可能です。

③ 既存の事業所内保育施設の空き定員を、設置者以外の子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)が活用する場合

留意事項 1

次に掲げる実施主体や公的助成を受けながら事業を実施している認可外保育施設等は、本事業の助成対象外になりますので、ご注意ください。

- i 国、地方公共団体
- ii 子ども・子育て支援法に基づく確認を受けている施設又は事業者
- iii 『地域医療介護総合確保基金』、『事業所内保育施設設置・運営等支援助成金』の助成を受けている事業
- iv その他、公的助成を受けて実施している事業
- v 申請前5年間で、保育施設の閉鎖命令や、助成の取消し等を受けていないこと。

留意事項 2

企業主導型保育事業の助成を受けた子ども・子育て拠出金を負担している事業主等は、事業の実施に当たり、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、都道府県知事に対し届出を行う必要があります。

利用対象者等

- 企業主導型保育事業の実施に当たっては、自社等の従業員が利用する『従業員枠』のみで運営することもできますが、地域の住民等が利用する『地域枠』を設けて運営することも可能であり、利用者がどの枠に該当するかは、以下のとおりになります。

従業員枠	地域枠（設定は任意）
<ul style="list-style-type: none">■ 事業実施者の従業員の児童■ 事業実施者と利用枠契約を締結した子ども・子育て拠出金を負担している事業主の従業員の児童 <p>※いずれも非正規労働者を含む(子ども・子育て支援法における保育認定は不要)</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 従業員枠の対象外の児童 (子ども・子育て支援法における保育認定を受けた者の児童等) <p>※地域枠を設ける場合、総定員の50%以内</p>

※保護者のいずれもが就労要件等を満たすことが必要

企業主導型保育事業の運営・設置基準

		子ども・子育て支援新制度の事業所内保育事業		企業主導型保育事業	認可外保育施設 認可外保育施設指導監督基準
		定員20人以上	定員19人以下 (小規模保育事業と同様)		
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 最低2人配置	保育所(定員20人以上)の 配置基準+1名以上 最低2人配置	保育所(定員20人以上)の 配置基準+1名以上 最低2人配置	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 最低2人配置
	資格	保育士 ※保健師、看護師又は准看護師のみなし特例(1人まで)	保育従事者(1/2以上保育士) ※保健師、看護師又は准看護師のみなし特例(1人まで) ※保育士以外には研修実施	小規模保育事業と同様 ※保育士以外には研修実施 (研修予定修了者等を含む)	保育従事者(1/3以上保育士) ※看護師、准看護師でも可 ※1日に保育する乳幼児6人以上施設
設備・面積	保育室等	0・1歳児 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 2歳児以上 保育室又は遊戯室1.98㎡/人	0・1歳児 乳児室又はほふく室3.3㎡/人 2歳児以上 1.98㎡/人	原則、事業所内保育事業と同様 ※認可外基準は遵守	保育室 1.65㎡/人 ※0歳児は他年齢の幼児の保育室と別区画
	屋外遊戯場	2歳児以上 3.3㎡/人	2歳児以上 3.3㎡/人	原則、事業所内保育事業と同様	—
処遇等	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	原則、事業所内保育事業と同様 ※認可外基準は遵守	自園調理(外部搬入可) 調理室 調理員

助成対象のイメージ

助成の内容

【整備費】 定額(施設整備に必要な費用の3/4相当分)

【運営費】 定額(企業の自己負担相当分及び利用者負担相当分を除く部分)

※一人当たり単価に利用人数を乗じた額を基本に助成(用途制限は設けない)

※11時間開所を基本に単価設定(13時間開所の単価も設定。多様な働き方への対応へのインセンティブ付けを行う)

新設の場合

【整備費】及び【運営費】の助成を受けることが可能

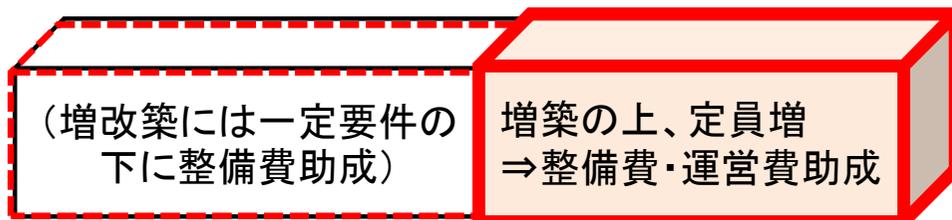
既存の事業所内保育施設の場合

以下の例について、助成の対象

① 定員を増員した場合

- 新規増員分で企業主導型保育事業を実施する場合に増員部分を補助。
- 【整備費】については、一定程度の定員増を図った上で増改築を実施する場合には、既存分を含めた増改築全体に対して助成。

(例)



② 「空き定員」を活用した場合

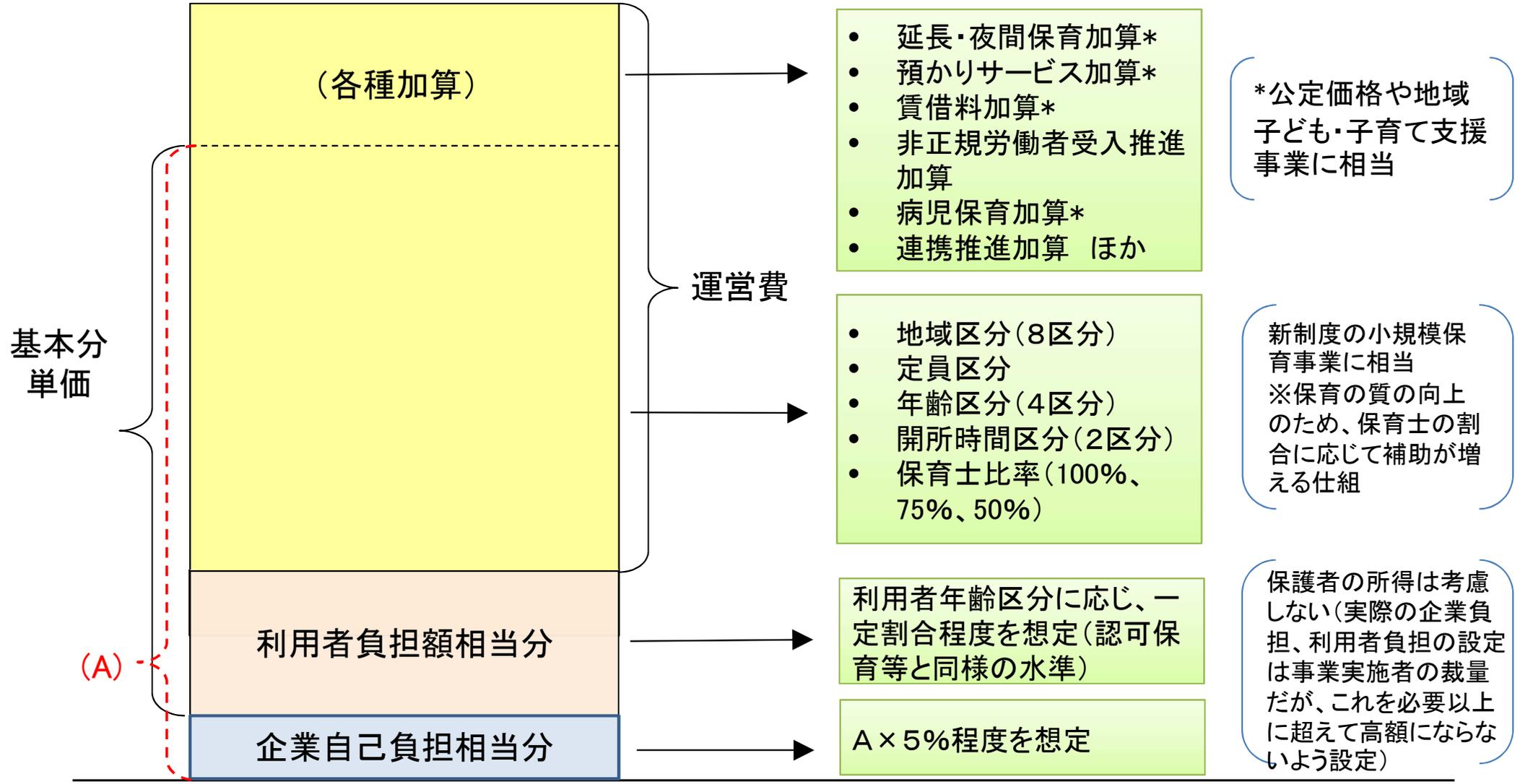
- 自社従業員に使われていない「空き定員」分を活用して他の一般事業主従業員の子ども等を一時的に受け入れた場合に、【運営費】を助成。

(例)



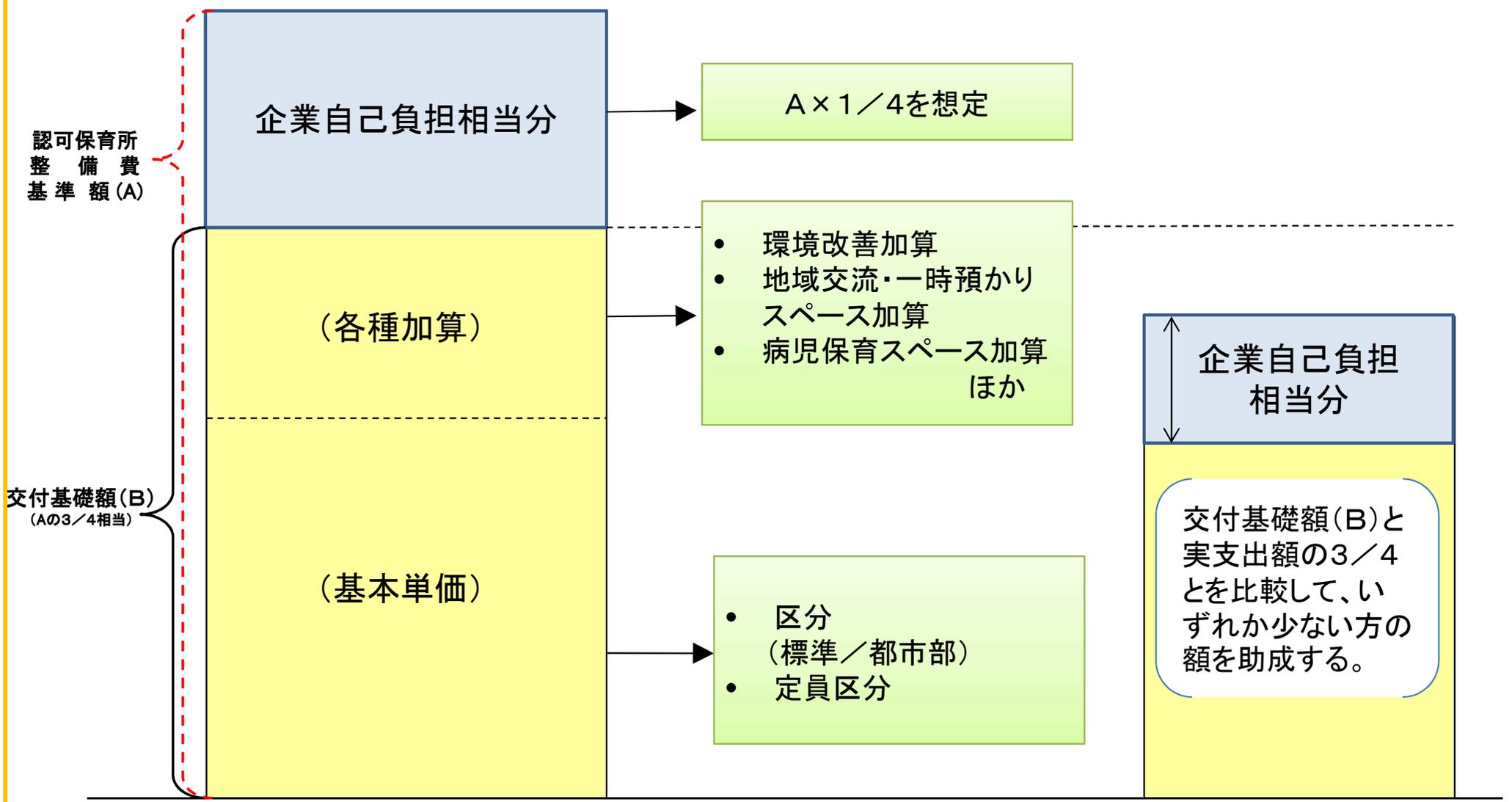
運営費のイメージ

- 運営費の保育単価は、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等の公定価格をベースに設定。施設型給付と同様、用途制限は設けない。
 - ・ 地域区分、定員区分、年齢区分、開所時間区分、保育士比率区分(100%、75%、50%)を設ける。



整備費のイメージ

- 整備費の助成単価は、認可保育所整備費の単価と同一水準とする。
- 助成単価は定額(3/4相当分)を交付する。



企業主導型ベビーシッター利用者支援事業(仕事・子育て両立支援事業費補助金)

【平成30年度予算:3.8億円 → 令和元年度予算額:3.8億円】

多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施することにより、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

<事業内容>

①ベビーシッター派遣事業（利用券発行枚数：令和元年度予算：10.2万枚、平成29年度実績：4.4万枚）

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用に係る費用の一部を支援する。（補助額2,200円／1回当たり：多胎児の場合は加算）

②ベビーシッター研修事業（研修回数：令和元年度予算：19回、平成29年度実績：19回）

ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施する。

<実施主体> 公募団体（独立行政法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人 等）

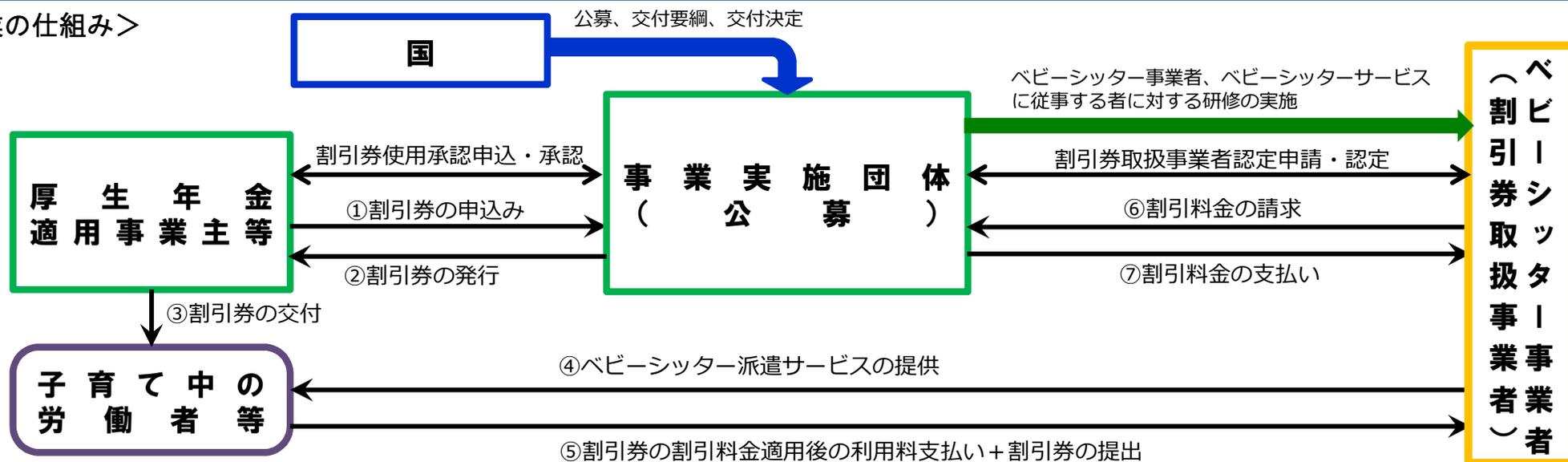
<補助単価>

ベビーシッター派遣事業 事業費：303,748千円 事務費：31,772千円

ベビーシッター研修事業 事業費：25,715千円 事務費：19,380千円

<補助率> 定額（10／10相当）

<事業の仕組み>



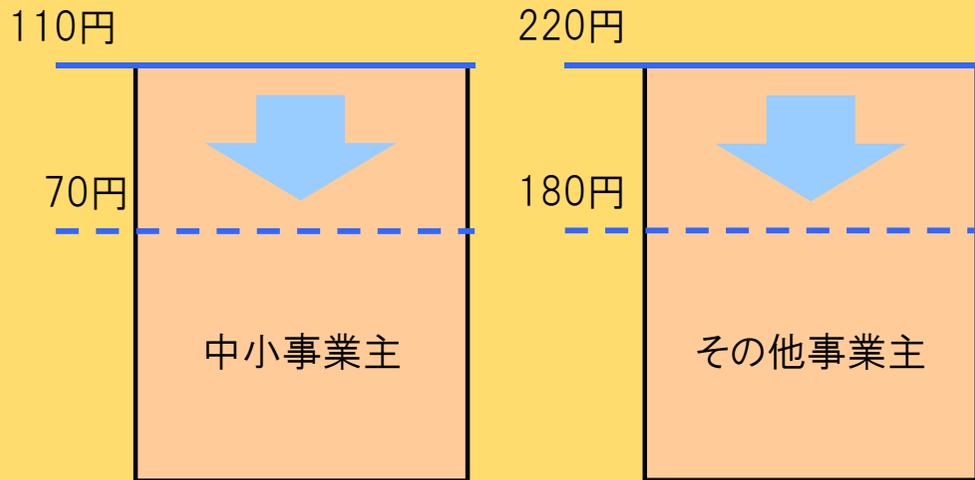
【企業主導型ベビーシッター利用者支援事業】 利便性向上策

事業主が企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を活用しやすくなるよう、令和元年度以降、以下の企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の利便性向上策を講ずる。

○割引券利用企業が負担する割引券利用手数料を軽減する。

- ・中小事業主(従業員1,000人未満)
:5%(110円/枚) ⇒ 3%(70円/枚)
- ・その他事業主
:10%(220円/枚) ⇒ 8%(180円/枚)

《割引券利用手数料(1枚当たり)》



○多子家庭における一日の上限枚数を緩和する。
・1日1家庭1枚 ⇒ 1日子ども1人1枚

《1日の利用可能枚数》

3人きょうだいでも1枚

3人きょうだいなら3枚



※1か月の利用上限(1家庭24枚)は変更しない。

○企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の広報・啓発を強化する。

- ・ 利用に当たっての相談会(申請に係る指導・助言)の開催などを実施する。 など

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の概要

（令和元年5月10日成立・同17日公布）

別添3

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

概要

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※ 既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※ 就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

（1）対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設（※）、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※ 認可外保育施設については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける（経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする）。

②支給要件 以下のいずれかに該当する子どもであって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子ども
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども

（2）費用負担

・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※ 令和元年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

（3）その他

- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

施行期日

令和元年10月1日（一部の規定については、公布の日から施行）

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、次期通常国会への子ども・子育て支援法改正法案の提出に向けて検討
- 幼児教育の無償化の趣旨 → 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円(注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円)まで無償化
 - ※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象
 - ※ 保護者から実費で徴収している費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充(年収360万円未満相当世帯)
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定 … 2号認定又は2号認定と同等の認定(無償化給付のために新たに法制化)
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業(幼稚園型)と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
 - ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
(①届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、②認可施設への移行支援、③ベビーシッターの指導監督基準の創設等)
 - ・ 給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等について必要な法制上の措置
 - ・ 都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策
 - ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
 - ・ 6. の協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

3. 財源

(1) 負担割合

- 財源負担の在り方：自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

(2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・令和元年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. 実施時期

- 2019年10月1日

6. その他

- 国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討
- 支払方法：新制度の対象施設 … 現物給付を原則。未移行幼稚園 … 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等 … 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われないう、周知徹底